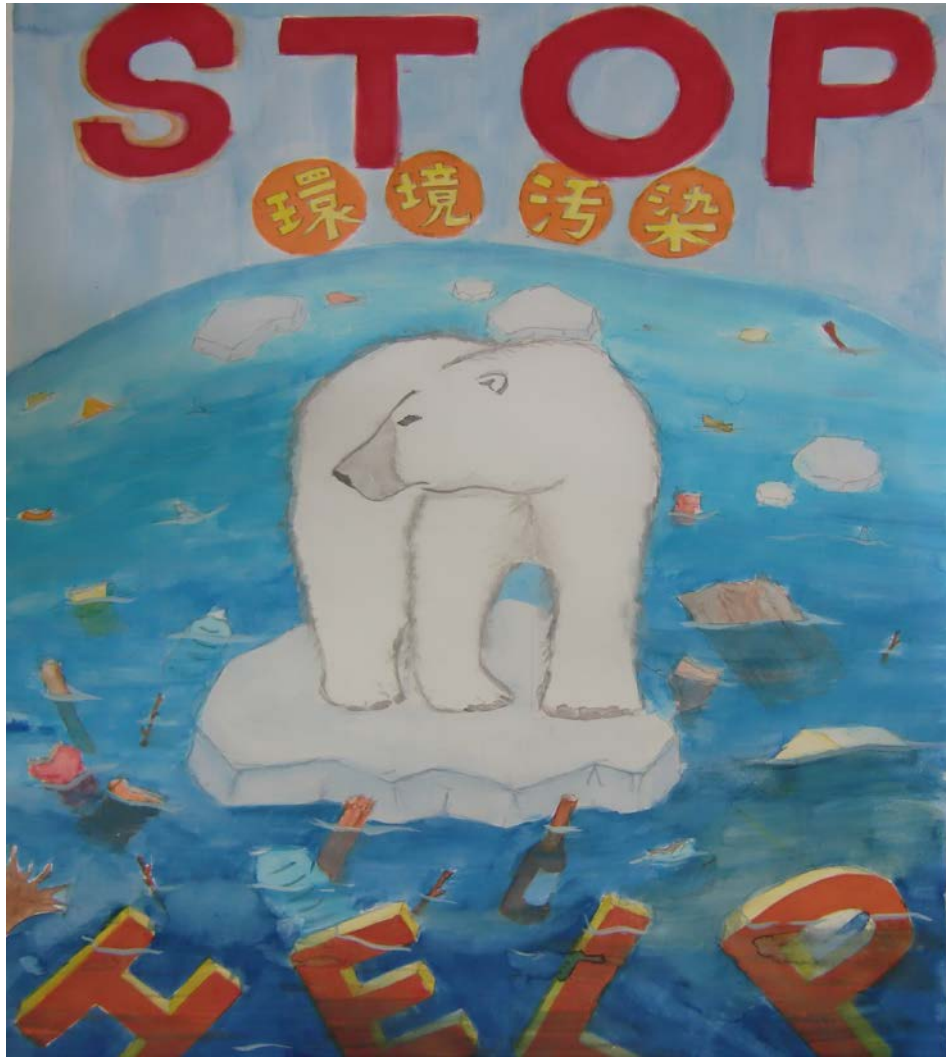


ふじみ野市の環境行政
平成 23 年度版 環境年次報告書
(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)



埼玉県ふじみ野市

発刊にあたって



ふじみ野市は首都圏から 30 km 圏内に位置しており、昭和 30 年代からの高度経済成長期に東京のベッドタウンとして都市化が進展し、近年では土地区画整理や再開発事業などによるまちなみの整備と首都圏への交通アクセスの利便性などと相俟って、現在でも人口は増加傾向にあります。地域の都市化に伴い昔ながらの自然環境は変化しつつありますが、市内に残る武蔵野の雑木林や大井弁天の森、新河岸川の斜面林などの自然は、より市民の方々の憩いの場として親しまれております。将来にわたり、自然と調和した快適な生活空間をもたらす 10 万人都市としてさらなる発展を目指しております。

しかしながら今日の市を取り巻く環境は、地球温暖化問題をはじめとする生物多様性や気候変動など、地球規模の環境問題から、ライフスタイルの変化に伴う身近な生活騒音やペットの飼い方、ポイ捨てなどまで広範にわたり多種、多様化しております。こうした環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するためには、私たち一人ひとりが、環境に配慮する意識を醸成し行動を実践するとともに、地域社会全体に浸透させる仕組みづくりが必要とされています。

この様な中、ふじみ野市では、ふじみ野市環境基本条例（平成 19 年 3 月制定）およびふじみ野市環境基本計画・行動計画（平成 20 年 3 月策定）に基づき、市の将来の環境像「水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野」の実現に向け、市、市民及び事業者の方々とともに、環境に配慮したやさしいまちづくりへの取り組みを進めております。また、平成 23 年 6 月には「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を施行し、清潔なまちづくりと快適な生活環境の保全に取り組んでいるところです。

本書は、「ふじみ野市環境基本条例」第 7 条に基づき、平成 22 年度のふじみ野市における環境の現状や課題、環境保全施策の実施状況等についてまとめたものです。本書により市の環境の現状への認識を深められますとともに、環境保全活動などに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 11 月

ふじみ野市長 高 畑 博

はじめに

この度の東日本大震災におきまして、被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々と、ご遺族の皆様には、深くお悔やみ申し上げます。

人類は産業革命以降、豊かさと便利さを求め、大量生産、大量消費の経済優先の社会システムを構築し、普遍的な価値観として今日に至るまで発展を迎えてきました。

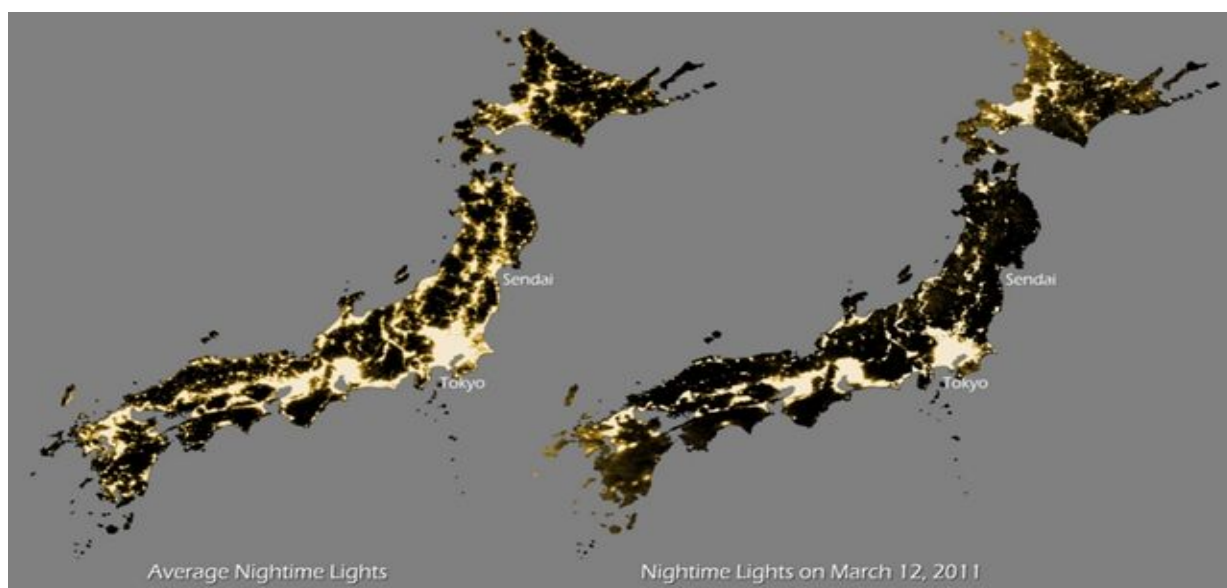
その結果、豊かさを願い創り上げてきた仕組みは、地球環境のバランスを崩し深刻な問題として今まさに我々に提唱を鳴らし始めております。

時に3月11日の震災を通じて自然災害の恐ろしさを改めて実感した私たちは、地球とどうやって向き合うべきか、その日を境に環境に対する意識に変化をもたらしました。平成23年の夏の節電目標は大幅に達成され、また、防災意識は高まっております。

今後は、さらに環境と対峙する「エネルギー問題」「経済成長」という課題に向き合い、真剣に考え、実行しなければならない時にあります。一人ひとりが環境保全（保護）に務め、これまでの行動を見直し、多少不便でもエコな暮らしを目指さなければなりません。

身近なところでは、「節電、節水をする」、「ゴミの分別を徹底的に行い、使い捨て容器などは使わない」、「ポイ捨てをしない」、「洗剤の使用を減らす」、「公共交通機関を利用する」、「自動車のアイドリングをしない」など、このような私たちの小さな習慣や努力の積み重ねにより、地球の未来を変える事ができるかもしれません。

※この写真は、画像左側の日本列島が、平均的な夜間照明の様子で、右側が震災後の夜間、2011年3月12日の照明となっています。一人ひとりが考えよう。



【出典：アメリカ海洋大気圏局（NOAA）】

目 次

1	市の概要	2
1-1	市の概要	2
	(1)位置・地勢	2
	(2)人口	3
1-2	環境行政	4
	(1)環境に関する条例	4
	(2)環境に関する計画	5
	(3)環境行政組織・所掌事務	17
	(4)環境審議会等	19
	(5)廃棄物減量等推進審議会等	20
2	計画の進行管理	22
	(1)環境基本計画・行動計画	22
3	生活環境の保全	33
3-1	大気環境	33
	(1)一般環境大気調査	34
	(2)沿道大気調査	34
	(3)光化学スモッグ	36
	(4)石綿（アスベスト）	37
3-2	水質汚濁	37
	(1)河川等水質調査	40
3-3	騒音・振動	44
	(1)法令に基づく届出受理件数	46
	(2)道路交通騒音・振動の状況	47
3-4	悪臭	48
3-5	地盤沈下	50
3-6	土壌汚染対策	51
3-7	化学物質等	52
	(1)ダイオキシン類の状況	52
3-8	苦情・相談の状況	55
3-9	地域の環境衛生	56
	(1)空き地の環境保全	56
	(2)地域環境美化自主活動支援制度	56
	(3)地域クリーン推進員制度	56
	(4)路上喫煙防止キャンペーン	57
	(5)犬の登録及び狂犬病の予防	58
	(6)ドッグラン	58
	(7)墓地等の設置及び管理	59
	(8)市民葬祭制度	59
4	環境啓発等取組状況	61
	(1)環境フェア	61

(2)環境ポスターコンクール	63
(3)ふじみ野市環境活動報告会	66
(4)こどもエコクラブ	67
(5)エコライフDAY2010（埼玉県事業）	67
(6)東入間エコウェーブ（協働事業）	68
(7)緑のカーテン	69
(8)リユース食器貸出事業	70
(9)住宅用太陽光発電システム設置補助制度	71
5 自然環境の保全	73
(1)緑の状況	73
(2)鳥獣保護	75
(3)河川敷地等管理制度	75
6 循環型社会の形成	77
6-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成	77
(1)ごみ排出量の推移	77
(2)ごみ組成	78
6-2 ごみの分別収集	79
(1)ふじみ野市の収集・運搬	79
(2)ごみ集積所	80
6-3 中間処理	80
(1)リサイクル施設	80
(2)上福岡清掃センター焼却施設	80
(3)大井清掃センター焼却施設	81
(4)最終処分	81
6-4 ごみ処理体制	82
(1)ごみ処理体制	82
(2)ごみ処理システム	83
6-5 ごみ処理費用	84
(1)ごみ処理費用	84
(2)ごみ処理手数料	84
6-6 ごみの減量・再資源化の推進	85
(1)集団資源回収事業報奨金制度	85
(2)生ごみ処理容器使用促進奨励金制度	86
(3)エコストア協力店認定推奨制度	86
(4)市民向け環境学習会	86
(5)木製家具等のリサイクル事業	87
6-7 ごみ処理広域化計画と施設整備	87
7 参考資料	90
7-1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧	90
7-2 用語解説	103

※表紙の絵は、平成23年度環境ポスターコンクール ふじみ野市長賞 溝辺由香さん（東原小学校6年）の作品「STOP 環境汚染」です。

1 市の概要

1 市の概要

1-1 市の概要

(1)位置・地勢

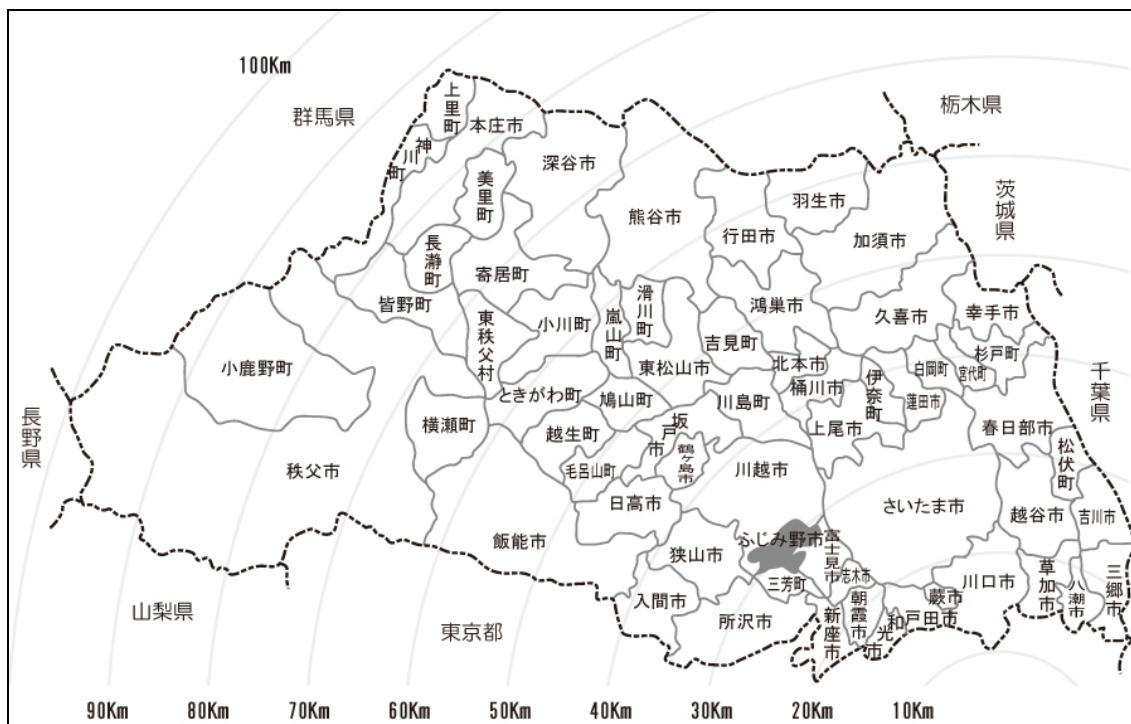
本市は、埼玉県の南東部、東経 139 度 31 分 11 秒、北緯 35 度 52 分 47 秒、海拔の最高は 49m（亀久保八丁付近）、最低 6m（埼玉県立福岡高校周辺）、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から約 10km に位置し、東西が約 7.5km、南北が約 6 km、面積は 14.67k m² にあり、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

地形は武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しているのが特徴です。

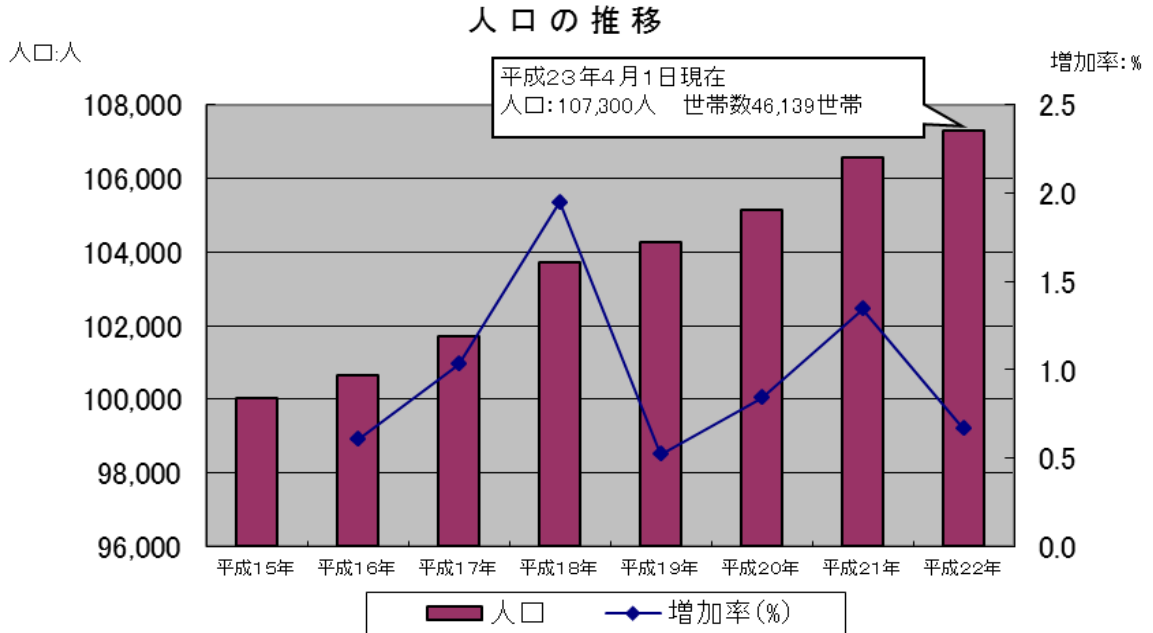
地質は関東ローム層で、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。市の西部地域では、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

気候は、太平洋側気候で、夏季は高温になり、降雨量も比較的多く、冬季は強い北西の季節風が吹き、晴天の日が多いのが特徴です。

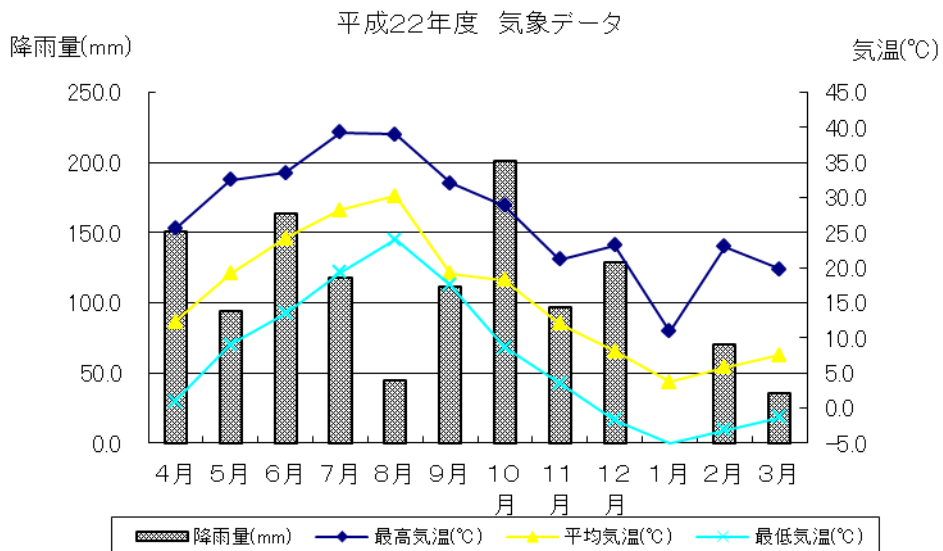
交通は東部には富士見川越バイパス（国道 254 号バイパス）が、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道 254 号）が、それぞれ市を南北に貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内には上福岡駅が立地しているとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があります。



(2)人口



(3)気象



1-2 環境行政

(1) 環境に関する条例

(ア) ふじみ野市環境基本条例

本市は、平成 17 年 10 月 1 日の合併により誕生した市であることから、これまでの旧上福岡市、旧大井町の環境基本条例の一本化を図り、新市における新たな環境行政を進めるため、平成 18 年 7 月「ふじみ野市における環境施策のあり方について」を環境審議会に諮問し、新市における環境行政の理念、方向性について答申を受け、平成 19 年 3 月ふじみ野市環境基本条例を制定しました。

本条例では、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的としています。

「快適で良好な環境の確保」とは

ふじみ野市環境基本条例第 2 条（定義）（1）快適で良好な環境 「大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成をはかり、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。」このような状態を確保していくことを条例の目的としています。

開発指導要綱について

ふじみ野市環境基本条例では、市、市民及び事業者は、あらゆる場面において環境配慮を基本に「地域から持続可能な社会」を構築し、安全、安心、快適で良好な環境が確保できる地域社会を目指していくことが理念として掲げられています。

そのため、環境負荷の影響が大きい開発行為に対して、市ではふじみ野市開発行為等指導要綱（平成 17 年 10 月 1 日）に基づき、市内の無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事業者に対して理解と協力の要請を行っています。市は、この趣旨に添って、関係課と連絡調整を行い、総合的な事業者への対応を行っています。

(イ) ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成 20 年 12 月 19 日に「ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を制定しています（平成 21 年 4 月 1 日施行）。

(2)環境に関する計画

(ア)ふじみ野市環境基本計画

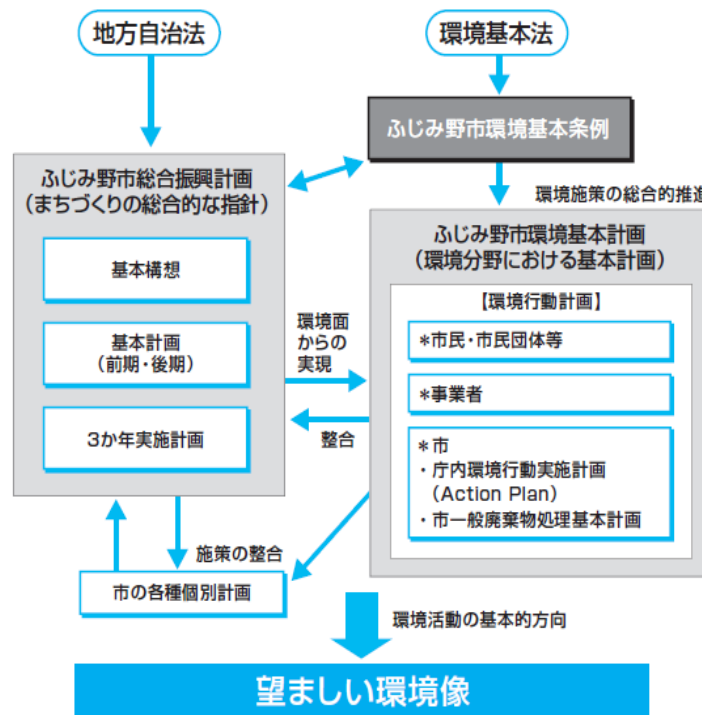
①計画の目的

ふじみ野市環境基本条例第9条の規定に基づき、現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むため、条例の目的である「快適で良好な環境の確保」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年度～19年度の2か年をかけて策定しました。計画の実効性を確保するため、基本計画と行動計画が一体となった計画体系となっています。

②計画の位置づけ

市の総合振興計画を環境の面から実現するための基本的な方向性を定め、すべての施策を環境配慮型へ誘導するものです。また、市の他の計画や施策と整合・調整・連携を図りながら「快適で良好な環境の確保」に関する各種施策を、総合的かつ計画的に推進する計画となっています。

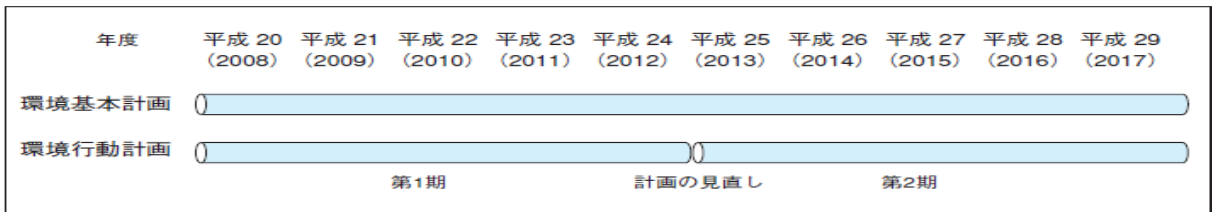
図1-2-1 計画の位置づけ



③計画期間

市の総合振興計画と連動し平成20年度を初年度に平成29年度を目標とする10年計画となっています。行動計画は、計画の進展、社会経済情勢の変化、科学技術の進展などにより環境問題の課題が変化することが考えられることから、平成20年度を初年度に平成24年度までを目標とする第1期5か年と、平成25年度から平成29年度までを目標とする第2期5か年としています。

図 1-2-2 計画の期間



④計画の対象範囲

- ・市、市民及び事業者との連携と協働に関すること
- ・環境教育・環境学習による人づくりに関すること
- ・安全・安心、快適な都市環境に関すること
- ・循環型社会に関すること
- ・自然環境に関すること
- ・地球環境保全に関すること

⑤環境基本条例の基本理念に基づく施策運営

環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき施策の方向性を示しています。

1 環境基本条例の基本理念

- ・快適で良好な環境の将来世代への継承
- ・市、市民及び事業者の協働により人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会をめざすまちづくりの推進
- ・地球環境保全への自主的、積極的な取り組みの推進

2 基本計画の施策の方向性

- ・すべての施策の策定等にあたっての環境優先の理念 (第 8 条)
- ・市、市民及び事業者の参画及び協働の推進 (第 20 条)
- ・環境教育の理念に基づく推進 (第 21 条)
- ・施策の総合調整のための評価体制の整備 (第 19 条)

⑥市の望ましい環境像

**水と緑 地球環境を守り 安全・快適なまち ふじみ野
～協働で持続可能な社会の実現を目指したまちづくり～**

⑦環境基本計画・行動計画の環境指標

環境基本計画・行動計画及び望ましい環境像の実現にむけ、市、市民及び事業者による連携と協働をすべての施策に共通する要素として位置づけ各施策に反映するとともに、優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業の実施 (P. 24 参照) を通して、環境保全活動における協働の仕組みを構築していきます。

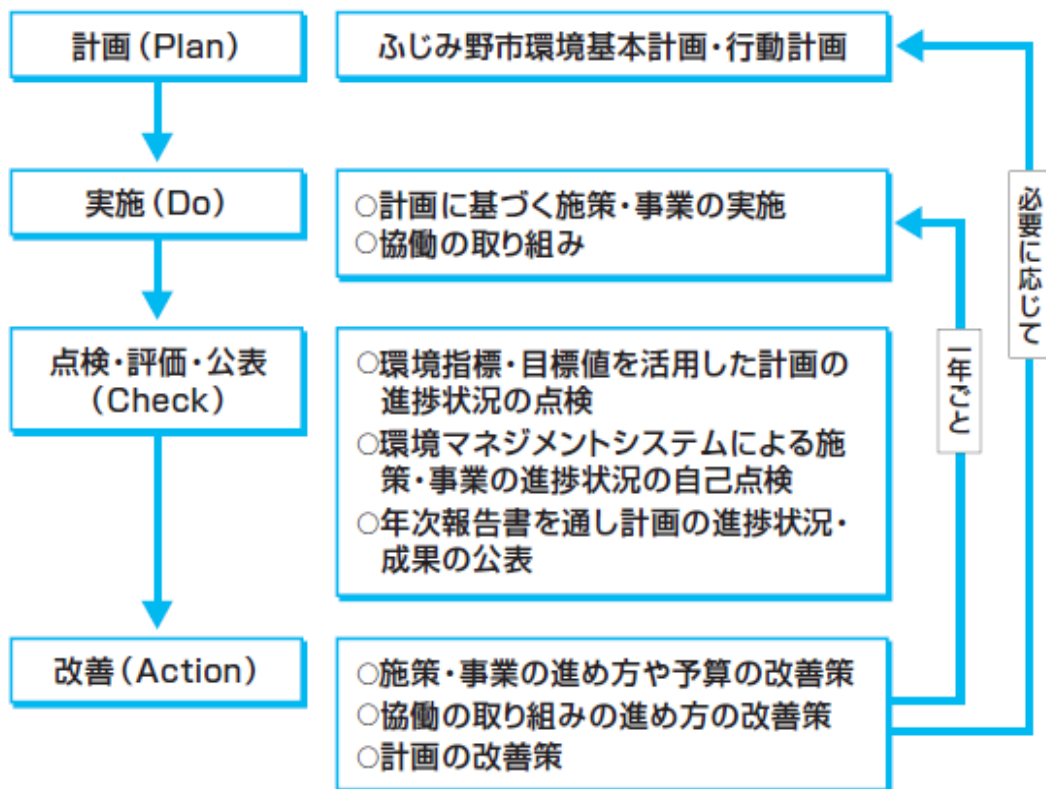
○施策体系

- 施策の柱 1 市、市民及び事業者との連携と協働の推進
- 施策の柱 2 環境教育・環境学習の推進
- 施策の柱 3 環境にやさしいまちづくりの推進
- 施策の柱 4 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- 施策の柱 5 自然環境の保全・再生

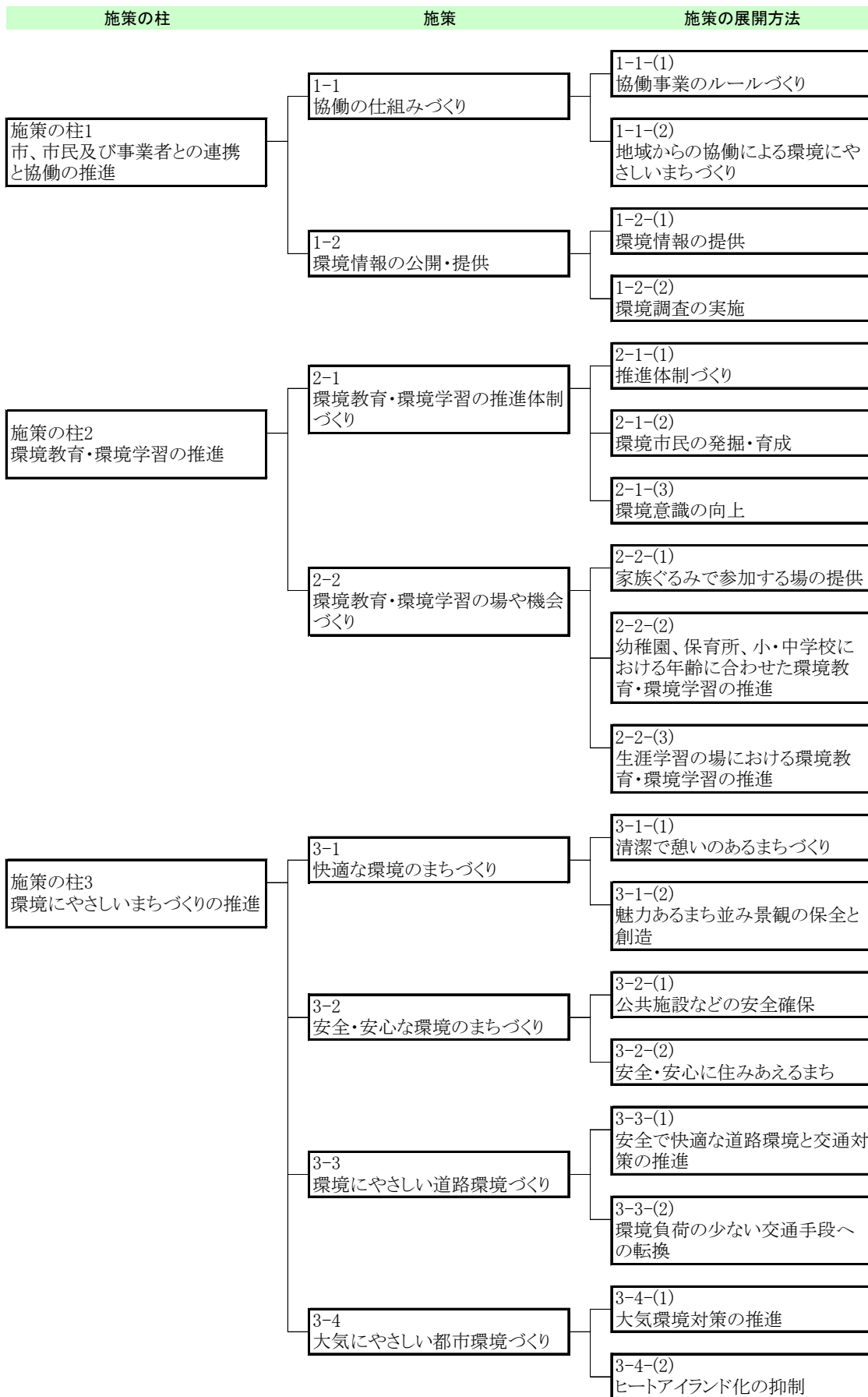
⑧計画の進行管理

行動計画に示された各施策は、環境基本計画のめざす目標の達成に向け、環境指標・目標値を活用し全体の進捗状況を点検しながら展開します。その進行管理は、「計画の策定 (Plan)、施策・事業の実施 (Do)、点検・評価・公表 (Check)、改善 (Action)」のサイクルによる環境マネジメントシステムにより行い ISO14001 などの環境マネジメントシステムの認証取得水準をめざします。

図 1-2-3 計画の進行管理



⑨環境基本計画施策の体系



施策の柱	施策	施策の展開方法
------	----	---------



(イ)ふじみ野市地球温暖化対策実行計画

①計画の目的

ふじみ野市の事務、事業等における温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出実態と特性を把握し、それに基づき具体的な削減目標を策定し、温室効果ガス排出抑制、環境への負荷の軽減をもって、増加傾向にある温室効果ガスを早期に減少基調に転換し、更なる長期的・継続的な排出削減へと導くことを目的とします。また、地域における模範となる率先行動として平成 22 年 3 月に計画を策定しました。

②計画の位置づけ

本計画は、「ふじみ野市環境基本計画・行動計画」に定めた地球温暖化防止に向けた実行計画です。（図 1-2-4）

また、「地球温暖化対策推進法」第 20 条の 3 において、地方公共団体に策定が義務付けられている「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」となるものです。

なお、市域全体を対象とする地域実行計画については今後策定していく予定です。

③計画の期間

計画の実施は、2010 年度（平成 22 年度）から開始し、目標達成年度は 2012 年度（平成 24 年度）とします。環境の状況や社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを実施します。

なお、基準年は、環境基本計画・行動計画と連動させ、2008 年度（平成 20 年度）とします。

④計画の対象物質

本計画において対象とする温室効果ガスは、下記のとおりとします。地球温暖化対策推進法では次の 6 物質が対象となっていますが、パーフルオロカーボンと六ふつ化硫黄については該当がないため、対象外とします。（表 1-2-1）

なお、本計画では、温室効果ガスの排出量は各ガスの排出量に、地球温暖化対策推進法施行令第 4 条に定められた各ガスの地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素に換算した数値で表しています。（環境省：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づく）

⑤計画の範囲

範囲は、ふじみ野市が行う事務、事業全般とし、庁舎、公民館、コミュニティセンター、福祉施設、市立小中学校、水道施設、一般廃棄物処理施設、他公共施設等を範囲とします。

図 1-2-4 ふじみ野市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

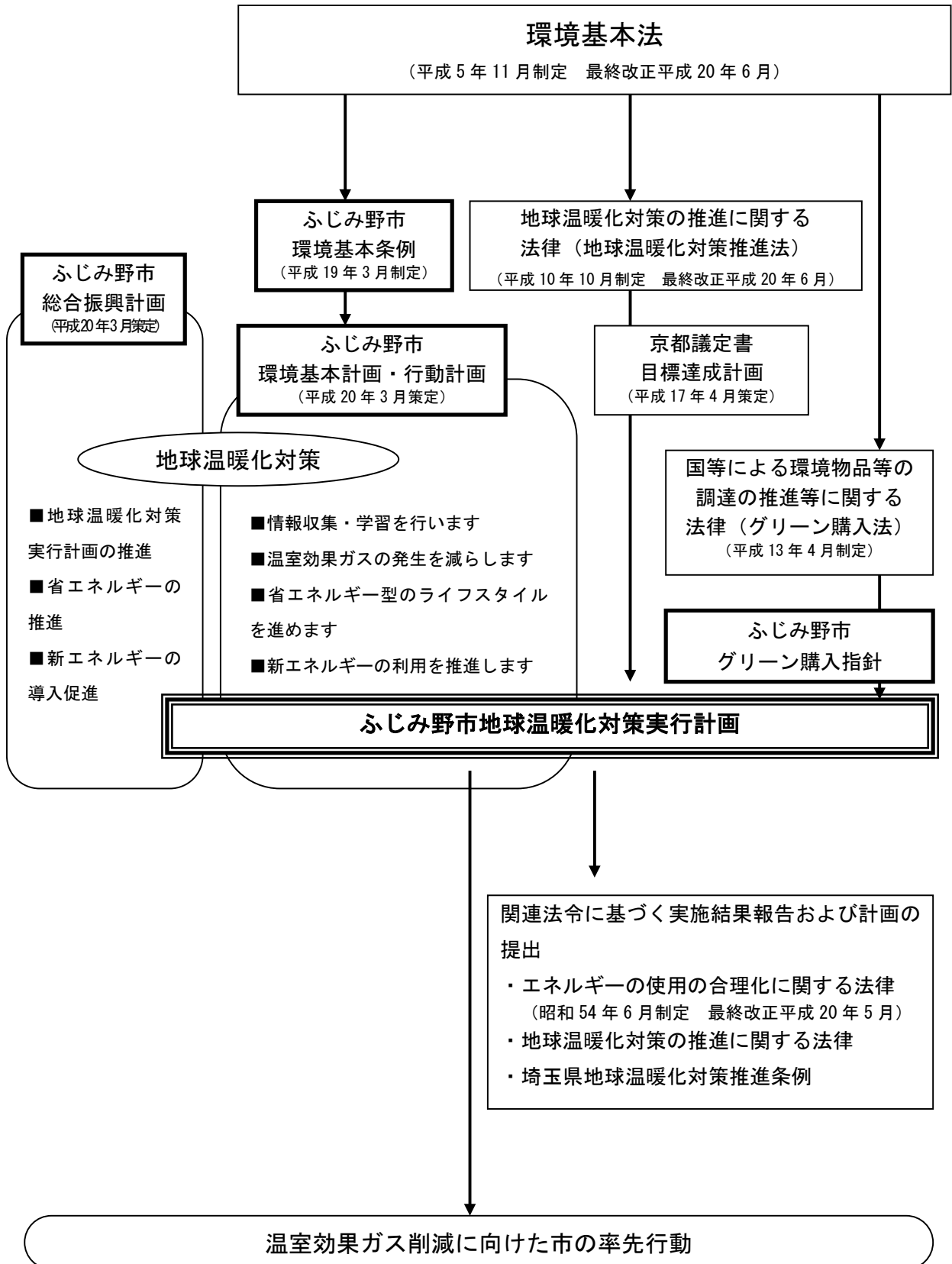


表 1-2-1 対象物質

物質名	排出元	備考
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の使用にともなう排出、一般廃棄物の焼却にともなう排出等	
メタン (CH ₄)	自動車の走行にともなう排出、ガス・ガソリン機関の燃焼、浄化槽の使用にともなう排出等	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行にともなう排出、ボイラーの使用にともなう排出、ガス・ガソリン機関の燃焼、浄化槽の使用にともなう排出、一般廃棄物の焼却にともなう排出等	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFC封入カーエアコンの使用、廃棄等	
パーフルオロカーボン (PFC)	アルミニウム生産、PPC製造、使用、半導体の製造	※該当なし・対象外
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	絶縁ガスとして六ふっ化硫黄が封入された電気機器－変圧器、開閉器の使用、廃棄にともなう排出等	※該当なし・対象外

⑥基準年（平成 20 年度）の現状値

基準年である平成 20 年度の温室効果ガス総排出量は 26,805 t です。温室効果ガス別に見ると、二酸化炭素が 97.21%となっており、排出量の大部分を占めています。（二酸化炭素は主に燃料使用と電気使用、廃プラスチック焼却から発生します。）

メタン・一酸化二窒素は、主に自動車の運行と一般廃棄物焼却、浄化槽の使用により発生します。ハイドロフルオロカーボンは、カーエアコンに代替フロンとして使用されている場合に発生するものです。

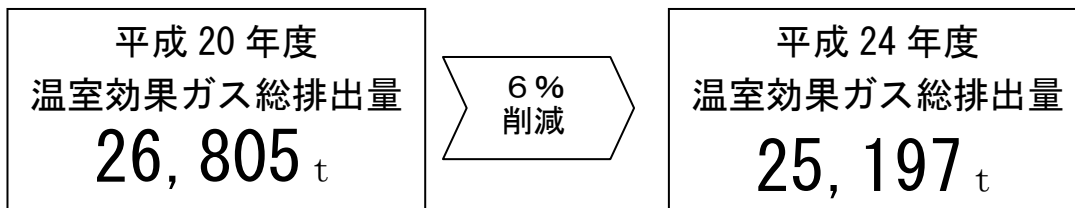
表 1-2-2 対象物質

物質名	温室効果ガス 排出量 (Kg) (A)	温暖化 係数 (B)	CO ₂ 換算 排出量(Kg-CO ₂) (C)=(A) × (B)	構成比
二酸化炭素	26,055,885	1	26,055,885	97.21%
メタン	288	21	6,055	0.02%
一酸化二窒素	2,394	310	742,066	2.77%
ハイドロフルオロカーボン	0	1,300	585	0.00%
総排出量	-	-	26,804,591	100.00%

*端数処理の関係で数値が合わない箇所がある

⑦目標値

平成 24 年度の温室効果ガスの排出量を基準年（平成 20 年度）に比べ 6 %削減することを目標としています。



ふじみ野市環境基本計画・行動計画では平成 24 年度の二酸化炭素排出量について基準年である平成 20 年度比 3 %削減とありますが、省エネ法では中長期（3～5 年）の年平均 1 %以上削減が必須であり、また、京都議定書による目標値は 2012 年（平成 24 年）までに 6 %削減であるため 6 %としました。

表 1-2-3 各項目別目標値

○直接的に温室効果ガス排出削減に影響がある項目

項目	単位	基準年(平成20年度)実績値(A)	目標年(平成24年度)目標値(B)	目標年比増減量(B)-(A)	目標年比増減率(%) {(B)÷(A)-1}×100	基準年度比温室効果ガス削減量(kg-CO ₂)
電気使用量	kwh	18,102,809	17,650,239	-452,570	-2.5	-251,176
燃料使用量(ガソリン)	L	43,210	38,889	-4,321	-10	-10,033
燃料使用量(都市ガス)	m ³	441,941	428,682	-13,259	-3	-26,662
一般廃棄物焼却量(公共)	t	759	380	-379	-50	*1
資源化率(公共)	%	18	27	9	50	*1
一般廃棄物焼却量(市全体)	t	42,186	37,967	-4,219	-10	-73,897
廃プラスチック焼却量(市全体)	t	5,184	4,717	-467	-9	-1,257,334

*1 公共ゴミの一般廃棄物焼却量と資源化率については、市全体に含まれているので、重複を避けるため温室効果ガス削減量については記載していない。

○近年の状況

項目	単位	平成 21 年度 実績値	平成 22 年度 実績値
電気使用量	kwh	17,904,556	18,897,357
燃料使用量(ガソリン)	L	43,366	52,137
燃料使用量(都市ガス)	m ³	579,590	593,672
一般廃棄物焼却量(公共)	t	760	869
資源化率(公共)	%	21	21
一般廃棄物焼却量(市全体)	t	40,539	39,526
廃プラスチック焼却量(市全体)	t	5,308	4,241

(ウ) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

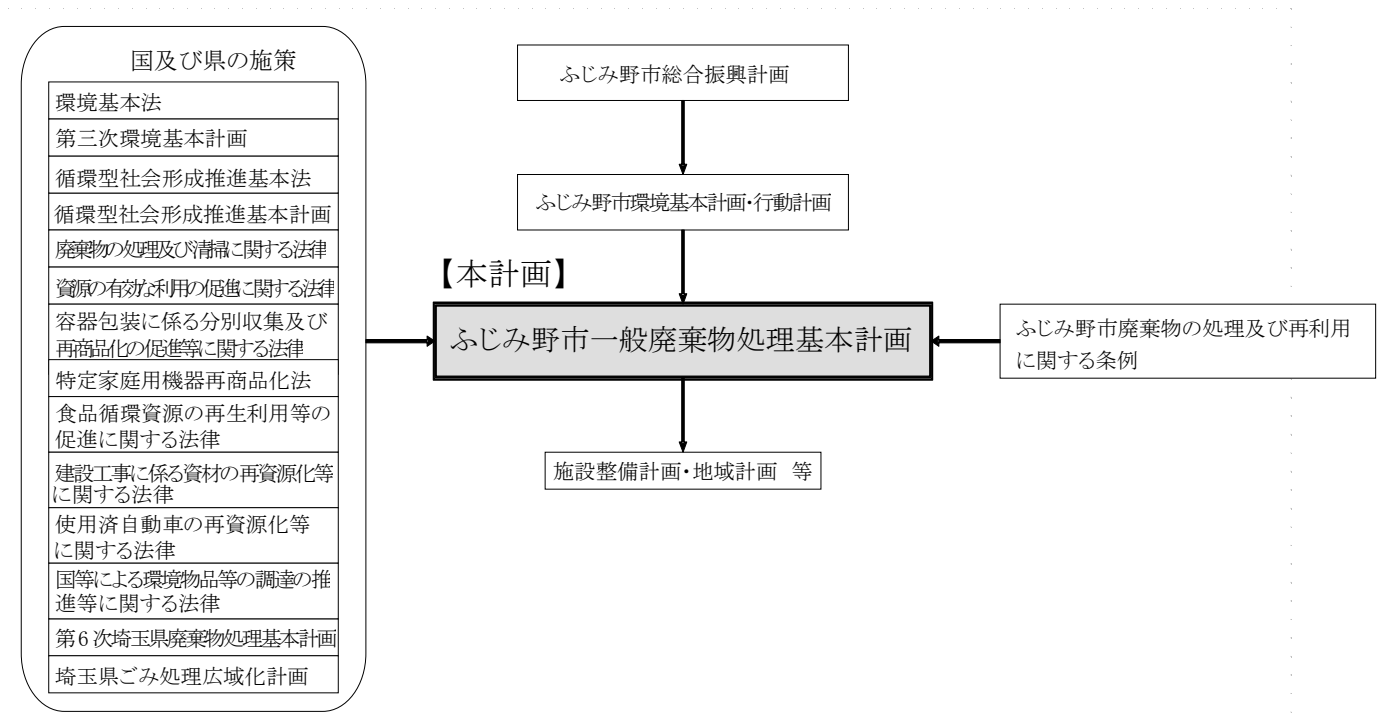
①計画の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項に規定されている「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に当たるもので、一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画になっています。

②計画の位置づけ

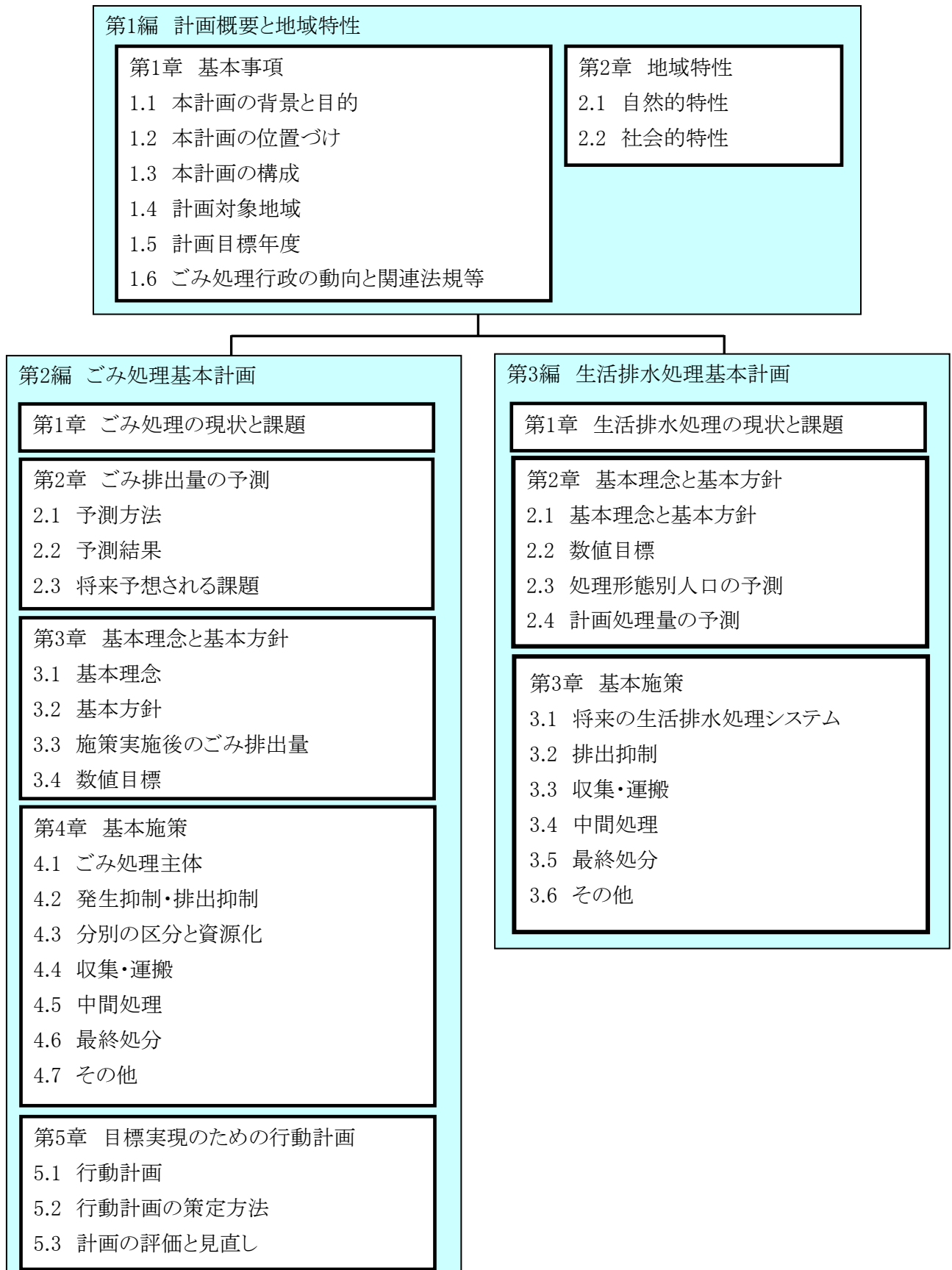
本計画は、ごみの発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理に関するすべてを包括するものです。また、ごみ処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や地域計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

図 1-2-5 計画の位置づけ



③計画の構成

図 1-2-6 計画の構成



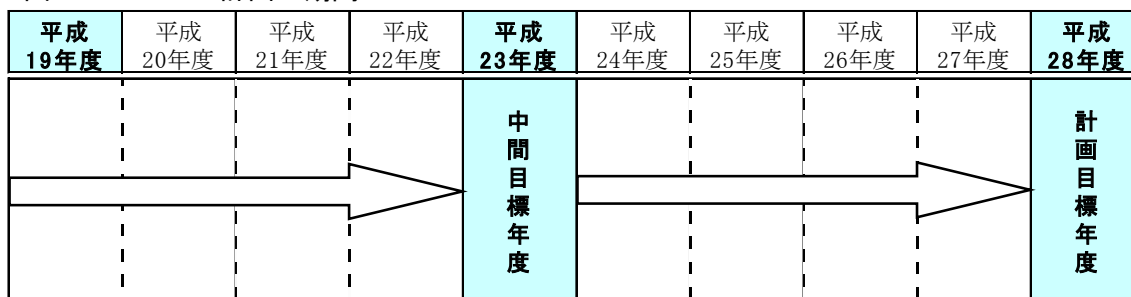
④計画対象地域

本計画の計画対象地域は、本市の行政区域全体とします。ただし、施策の推進に当たっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、他市町村や関係機関等との連携・協力を図ることとします。

⑤計画の期間

本計画では、計画策定時の平成19年度を初年度とし、5年後の平成23年度を中間目標年度、10年後の平成28年度を計画目標年度とします。社会情勢の変化や関係法令改正等の動向に対し、適切かつ柔軟に対応するため、中間目標年度を目途に必要な見直しを行います。

図1-2-7 計画の期間



⑥計画の基本理念

わたしたちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルにより、地球環境に多大な負荷を与えてきました。その結果、化石資源を中心とした天然資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題や社会問題が深刻な状況にあります。

地球環境や地域環境をよりよい状態で、将来の世代に引き継いでいくには、資源は有限であるという事実を一人ひとりが認識し、市、市民、事業者及び民間団体が互いに協力して物質の循環とエネルギー利用の効率化を一層進めていく必要があります。

そのためには、まずわたしたちのライフスタイル、ビジネススタイルを改め、家庭や事業所からのごみの発生そのものを抑制しなくてはなりません。どうしても発生してしまうごみも、まだ「資源」として活かせるものか、それとも「ごみ」になるものかを今一度考え直し、排出されたごみを単に焼却や埋立てによって処理・処分するのではなく、減量化や再使用、資源化をより一層推進することが必要です。その上で、環境保全に配慮した適正処理・処分を行うことにより、環境への負荷を抑え、天然資源の消費量を抑制することが重要となります。

以上の背景を踏まえ、今後の本市のごみ処理は、地球環境の保全及び物質循環の観点から、ごみの発生抑制“Reduce（リデュース）”、再使用“Reuse（リユース）”、再生利用“Recycle（リサイクル）”の「3R」を推進していきます。その中で市、市民、事業者の三者が協働して「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制、再使用を推進し、地域からの持続可能な循環型社会の構築

を目指していくことを基本理念とします。

環境チャレンジ！ 明るい未来へ ふじみ野市
～大事に使おう ごみを減らそう 一人ひとりの心がけ～

⑦計画の基本方針

(1)市・市民・事業者が協働して、3Rを推進

市・市民・事業者の三者が協働して、「まだ使える、もったいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制・排出抑制・再使用を推進しながら、資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進めます。

(2)ごみの分別と資源化の仕組みづくり

全市民、全事業者が参加・協力できる、分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築し、上福岡地区と大井地区のごみの分別区分や方式等の統一を図ります。

(3)循環型社会に適したごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

(4)循環型社会をつくるための意識と行動づくり

市民、事業者が常にごみ問題に対して関心を持つよう啓発、情報提供、環境教育等を行い、発生抑制・排出抑制・資源化意識を高め循環型社会をつくるための意識と行動づくりを目指します。

(3)環境行政組織・所掌事務

(ア)環境課事務分掌

①環境係

- (1) 環境保全対策の計画及び調査に関すること。
- (2) 環境保全思想の啓発及び普及に関すること。
- (3) 省エネルギー及び省資源に関すること。
- (4) 入間東部地区衛生組合との連絡調整に関すること。
- (5) 環境対策研究会に関すること。
- (6) 自然保護に関すること。
- (7) 鳥獣の保護、捕獲、飼養及びヤマドリの販売許可に関すること。
- (8) 生活環境保全に関すること。
- (9) 環境測定に関すること。
- (10) 浄化槽の設置の届出に関すること。
- (11) 衛生害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
- (12) 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。
- (13) 墓地等の設置に関すること。
- (14) 空き地の環境保全に関すること。
- (15) 化製場の設置及び動物の飼養・収容許可に関すること。

- (16) アイドリング・ストップの勧告等に関すること。
- (17) 市民葬祭に関すること。
- (18) 課内の庶務に関すること。

②廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の作成に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及びリサイクルに関すること。
- (3) 一般廃棄物の分別、収集運搬及び処理処分に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。
- (5) 廃棄物の不法投棄に関すること。
- (6) 廃棄物対策研究会に関すること。
- (7) 清掃センターとの連絡調整に関すること。

③上福岡清掃センター・大井清掃センター

- (1) 施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 廃棄物の搬入、処理及び処分の決定に関すること。
- (3) 廃棄物処分手数料の徴収に関すること。

(イ)所属団体

①広域的な環境行政組織

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県入間東部地区環境事務研究会	・富士見市、ふじみ野市、三芳町	・2市1町の環境行政の情報交流と共通する環境課題・問題について調査・研究を行い環境行政の推進を図る。 ・研修会（年2回）の開催。
埼玉県西部地区環境事務研究会	・川越市、東松山市、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町、滑川町、ときがわ町、小川町、越生町、毛呂山町、鳩山町、嵐山町、東秩父村（埼玉県西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所）	・広域的な環境行政の問題・課題や市町村で起きている環境問題の事例を研究・研修し、環境行政に関する職員の資質向上や情報交流を図る。 ・総会、研修会（年2回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県環境事務研究会連合会	・埼玉県内を北部、東部、西部、南部、中央5地区に分けて環境事務研究会を組織している連合会。 ・県内全市町村環境行政及び埼玉県内環境管理事務所及び環境関連課により構成。	・県内の環境行政の問題・課題について研究・研修を行い、環境行政に関する職員の資質向上、情報交流を図る。 ・総会、研修会（年1回）、事例発表会（年1回）の開催。
埼玉県西部第一広域行政推進協議会環境部会 （平成23年度廃止）	・所沢市、川越市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、新座市、朝霞市、志木市、和光市、三芳町、川島町	・地方分権の推進を目的に、まちづくり、福祉、環境等の分野において広域的な視点から連携し、行政の効率的な運営を図ることを目的とする。 ・総会、研修会（年1回）の開催。

組織名	構成市町村	会の目的・事業
埼玉県西部地区衛生清掃事務研究会 (11団体)	川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市	・地区内相互の密接な連絡協調により事務の円滑なる執行に寄与する。 ・総会、事務研究会(年1回)、研修会(年1回)
埼玉県清掃行政研究協議会第4ブロック (24団体)	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、鳩山町、朝霞地区一部事務組合、志木地区衛生組合、入間西部衛生組合、入間東部地区衛生組合、坂戸地区衛生組合、埼玉西部環境保全組合	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 ・総会、研修会

(4)環境審議会等

①環境審議会

設置根拠	環境基本法(平成5年法律第91号)第44条 ふじみ野市環境基本条例(平成19年3月22日条例第2号)第29条	
役割	1) 環境基本計画に関する事項 2) 環境の保全に関する基本的な事項 について、市長の諮問に応じ、調査審議し答申を行う。必要がある時は、市長に意見を述べることができる。	
組織	20人以内で組織	
委員構成及び 委嘱状況 【平成22年度】	任期(H21.1.30~H23.1.29) ・学識経験者 2名 ・町会・自治会連合会役員 2名 ・地域における環境活動経験者 4名 ・市内事業所代表 2名 ・商工会代表 2名 ・埼玉県西部環境管理事務所 1名 ・ふじみ野市校長会代表 1名 ・市内環境団体代表 1名 ・公募市民 2名 計 17名	任期(H23.2.15~H25.2.14) ・学識経験者 3名 ・町会・自治会連合会役員 2名 ・商工会代表 1名 ・農業委員会代表 1名 ・市内事業所代表 2名 ・埼玉県西部環境管理事務所 1名 ・ふじみ野市校長会代表 1名 ・市内環境団体代表 3名 ・公募市民 2名 計 16名
諮問審議内容 【平成22年度】	平成22年7月14日 ふじみ野市をきれいにする条例(原案)について 平成22年8月26日 ふじみ野市環境基本計画・行動計画「市内行動計画(案)」について 平成22年度版環境年次報告書について 平成23年2月15日 会長・副会長の選出について(委員改選に伴う委嘱)	

(5) 廃棄物減量等推進審議会等

① 廃棄物減量等推進審議会

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例第 1 条で設置を規定。
役割	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について、必要な調査及び審議をする。
組織	15 人以内で組織
委嘱状況 【平成 22 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量化又は資源化推進団体を代表する者 2 名 ・ 商工業団体を代表する者 3 名 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 2 名 ・ 学識経験を有する者 2 名 ・ 市長が必要と認める者 5 名 計 14 名
審議状況 【平成 22 年度】	<p>平成 23 年 2 月 17 日 諮問「平成 24 年度から上福岡清掃センターに清掃業務を統合することについて」のまとめについて</p> <p>平成 23 年 2 月 25 日 同上</p> <p>平成 23 年 3 月 22 日 「平成 24 年度から上福岡清掃センターに清掃業務を統合することについて」の諮問に対する答申</p>

② 一般廃棄物処理基本計画市民検討会議

設置根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に規定する一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、市民等の意見を反映させるため、ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議の設置を規定。
役割	<ol style="list-style-type: none"> 1) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画に関する提言を行うこと。 2) 市の一般廃棄物処理対策に係る施策に関し、必要な提言を行うこと。
組織	11 人以内で組織
委嘱状況 【平成 22 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民を代表する者 8 名 ・ 市内商工会加入の商工業者 2 名 ・ 廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者 1 名 計 11 名
審議状況 【平成 22 年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の焼却施設の運用について など <p>平成 23 年 1 月 17 日 提言書「ふじみ野市焼却施設等に係る 1 本化（統一）について」市長へ提出</p> <p>平成 22 年 6 月～平成 23 年 1 月 審議等 7 回実施</p>

2 計画の進行管理

2 計画の進行管理

(1)環境基本計画・行動計画

①平成 22 年度 環境基本計画・行動計画の進捗状況

環境基本計画・行動計画は、望ましい環境像の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して取り組んでいくために基本計画と行動計画が一体となった施策体系となっています。基本計画は、施策の方向性である5つの「施策の柱」を定め、それぞれの柱ごとに、基本的な考え方と施策の展開方法を示し、その方向性にそって各主体が協働で取り組む行動計画を位置づけています。

本計画をより実効性あるものとするために環境指標を設定しています。この指標は平成 19 年度を基準年とし平成 24 年度の目標値を定めて取り組んでいます。

NO	体系 「施策の展開 方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年度)	備考
1	1- 1- (1)	環境に係る協働活動	-	6 回	14 回(5 団体)	協働のモデル事業 6 部会 による事業実施回数
2	「協働事業の ルールづく り」	環境活動人材登録者(団体)数	-	10 人(25 団体)	-	
3	1- 1- (2) 「地域からの 協働による環 境にやさしい まちづくり」	環境保全活動モデル団体数	-	3 団体	6 団体	協働のモデル事業部会数 「景観緑地を進める会」、 「マイバック部会」、「環境 学習部会」、「花と緑の部 会」、「環境情報部会」、 「エコウォーキングマップづ くり部会」
4		環境活動団体、市民、事業者交流 会開催数	-	1 回/年	1回/年	協働のモデル事業活動発 表会
5	1- 2- (1) 「環境情報の 提供」	環境年次報告書の発行及び情報 提供	-	印刷物・HP 等 で情報の提供 随時	年次報告書発 行市HPへの掲 載	
6	2- 1- (1)	ネットワーク参加団体(個人・事業 所)数	-	50 人(団体)	-	
7		職員対象環境研修受講者数	-	全職員	-	
8	「(環境教育・ 環境学習の) 推進体制づ くり」	新入職員対象環境研修受講者数	-	新規採用職員	19人 (全新入職員)	平成22年度新規採用職 員19名 新規採用職員研修にて実 施

NO	体系 「施策の展開 方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年 度)	備考
9	2- 1- (2)	環境講座の一貫として開催するリーダー養成カリキュラム参加者数	-	250 人	-	
10	「環境市民の 発掘・育成」	地域クリーン推進員研修受講者数	180 人	750 人	151 人	延べ人数(2 回実施)
11	2- 1- (3)	エコライフDAY参加者数	2,414 人/年	7,500 人/年	9,273 人/年	
12	「環境意識の 向上」	環境パネル展などの啓発事業回数	1 回/年	2 回/年	0 回	
13		市報・HPでのテーマ別環境情報掲載回数	17 回/年	8 回/年	26 回/年	市広報掲載件数
14	2- 2- (1)	環境フェア参加団体数	20 団体	30 団体/年	18 団体	実行委員会参加団体数
15	「家族ぐるみ で参加する 場の提供」	フリーマーケット参加者数	2,000 人/年	3,000 人/年	1,500 人/年	環境フェア・フリーマーケット来場者数
16		エコウォーキング参加者数	-	2 回/年(100 人)	63 人	参加申込のべ人数(2 回実施)
17	2- 2- (2) 「幼稚園・保育 所、小中学校 における年齢 に合わせた環 境教育・環境 学習の推進」	子どもエコクラブ登録数	4 団体 (144 人)	12 団体 (1,000 人)	1 団体 (54 人)	小学校(1)
18	2- 2- (3)	環境講座開催数・参加者数	2 講座/年 (100 名)	2 講座/年 (300 人)	1 講座/年 (54 人)	環境講演会 16 人
19	「生涯学習の 場における 環境教育・環境 学習の推進」	生涯学習での環境講座開催数・参加者数	5 講座 (344 人)	5 講座/年 1 館1 事業 (500 人)	2 講座 (127 人)	『H22 年度生涯学習のまとめ』より ・自然の仕組み(カプトムシ講座、中公) ・ビオトープとザリガニ釣り(上公)
20	3- 1- (1)	生垣奨励制度利用件数	0 件	25 件	0 件	関係法令：ふじみ野市生け垣設置 奨励金交付要綱
21	「清潔で憩い のあるまちづ くり」	公園愛護会団体数	47 団体	50 団体	51 団体	関係法令：ふじみ野市公園等愛護 会に対する報償金交付要綱
22		地域環境美化自主化活動ご み回収量及び参加人数	9,790kg 64 団体 (6,502 人)	7,000kg (5,500 人)	12,700Kg 85 団体 (7,620 人)	団体数及び参加人数はのべ数

NO	体系 「施策の展開 方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年度)	備考
23	3- 1- (1)	道路美化団体登録団体数	ロードサポート13 団体(県) 道路サポーターズ 4 団体(市)	18 団体	20 団体 ロードサポート(県 15 団体),道路サ ポーターズ(市 5 団体)	関係法令：彩の国ロード サポート制度実施要綱 ふじみ野市道路サポーターズ 制度実施要綱
24	「清潔で憩い のあるまちづくり」	タバコのポイ捨てなどの禁止キャンペーン回数	-	適宜	1回	路上喫煙の防止及びまち をきれいにする条例
25	3- 1- (2)	地区計画導入地区数、建築協定数	地区計画導入 地区数 13 地区 (233.6ha)建築 協定 4 地区(1.8 ha)	現状維持	地区計画導入 地区数 15 地区(251.1ha) 建築協定 3 地区 (1.8ha)	
26	「魅力ある 街並み景観の 保全と創造」	保存樹木本数	305 本	現状維持	275 本	関係法令：ふじみ野市み どりの条例 理由：家の増築による
27	3-2-(1) 「公共施設な どの安全確保」	職員の安全教育研修回数	1 回/年(13 人)	1 回/年	12 人(全新入職 員)	新規採用職員研修にて実 施
28	3- 2- (2)	市内防犯団体などの団体数	55 団体	60 団体	58 団体	平成 21 年度に 3 団体追加
29	「安全・安心 に住みあえる まち」	自主防災組織の普及率	83% (45/54 団体)	100% (54/54 団体)	87% (47/54 団体)	平成 21 年度に 2 団体追加
30	3-3-(1) 「安全で快適 な道路環境 と交通対策 の推進」	歩道延長数	50.8km	53km	53 km	
31	3- 4- (1)	大気環境調査数値	基準値内	基準値内	基準値内	二酸化窒素にかかる環境 基準
32	「大気環境対 策の推進」	庁用車全体に占める低公害車率	17% (4 台)	23% (12 台)	7.4%(9 台/121 台)	埼玉県生活環境保全条例 に基づく算出


NO	体系 「施策の展開方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年度)	備考
33	3-4-(2) 「ヒートアイランド化の抑制」	公共施設における屋上緑化・壁面緑化の箇所数、面積	1,190 m ² うち ・上野台保育園 植栽面積 233m ² ・東台小学校植栽面積 296 m ² ・出張所植栽面積 661 m ² ※緑のカーテン 5 か所(保育園)	1,200 m ² (5ヶ所)	1,190 m ² ・上野台保育園 植栽面積 233m ² ・東台小学校植栽面積 296 m ² ・出張所 植栽面積 661 m ² ※緑のカーテン第 2庁舎、保育所(9)上福岡図書館、小学校(3)、中学校(3)、老人福祉センター太陽の家(40.8 m ²)	安価に設置することができる緑のカーテンに方向修正した。
34	4-1-(1) 「廃棄物の発生抑制(リデュース)と減量化の推進」	レジ袋の発生抑制事業所数	0 か所	30 か所	1 団体	6つのモデル事業の部会 1 団体
35		エコストア協力店数	2 店舗	10 店舗	2 店舗	関係法令: ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度実施要綱
36		廃棄物排出量(個人・事業者)	家庭系 28,076t (968.31g/1人・1日)事業系 9,069t	家庭系 30,150t (929.18g/1人・1日)事業系 8,071t	家庭系 26,190t (859.24g/1人・1日)事業系 7,432t	清掃センター年報
37		最終処分量	4,911t	1,617t	1,575t	実績
38		コンポスト助成件数	20 基	40 基	7 基	実績
39	4-1-(2) 「再利用(リユース)・再生使用(リサイクル)の推進」	焼却ごみ量の減少	27,932t	28,376t	25,520t	
40		資源化量の向上	10,049t 25.0%	13,053t 32.8%	10,503t 31.5%	資源化率(%) = 資源化量 ÷ 総排出量 (清掃センター年報)
41		リサイクルプラザの検討	-	構想づくり	-	リサイクル工房(H21.6開設)
42		集団資源回収量	回収量 1,509t 79 団体	回収量 平成 18 年度(1,516t)比 5% 減 50 団体	回収量 1,122t 75 団体	団体数はのべ数

NO	体系 「施策の展開方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年度)	備考
43	4-1-(2) 「再利用(リユース)・再生使用(リサイクル)の推進」	グリーン購入調達率	指針未策定	平成 20 年度比 5%減(消耗品)	-	
44		グリーン購入指針策定	-	策定	指針策定済	
45	4-1-(3) 「廃棄物の適正処理」	地域クリーン推進員活動人数	104 人	108 人	106 人	委嘱人数
46		高齢者ごみ出し支援事業登録者数	41 人(利用実数 45 人)	42 人	57 人 (利用実績 56 人)	関係法令：ふじみ野市高 齢者等ごみ出し支援事業 実施要綱
47		不法投棄ごみ回収量	9,990kg	4,650kg	6,050kg	清掃センター年報
48	4-2-(1) 「地球温暖化防止対策 の推進」	地球温暖化対策実行計画策定	-	策定	策定済	
49		公共施設のエネルギー使用量	市内公共施設 * 1 電気 18,102,809k wh、 ガス 441,941m ³ 、 ガソリン 43,210ℓ	市内公共施設 平成 20 年度比 5%減	市内公共施設 電気 18,897,357kwh ガス 593,672 m ³ ガソリン 52,137 ℓ	
50		公共施設の温室効果ガス発生量	26,805t 平成 20 年度基準 値	市内全公共施設発生量把握 平成 20 年度比 3%減	24,582t 平成 20 年度比 8%減	
51		庁用車におけるノーカーデー実施回数	-	1 回/月	-	
52		太陽光発電などの自然エネルギー利用件数	2 か所	2 か所	2 か所	東台小学校 老人福祉センター太陽の家

NO	体系 「施策の展開方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年度)	備考
53	4-2-(2) 「その他の地球環境問題への取り組み」	環境講座の一環として開催する「地球環境保全関係講座」開催数、参加者数	1 回/年(77 人)	1 回/年(100 人)	1回/年(54 人)	環境講演会(16 人)
54	4-2-(3) 「有害な化学物質の対策」	年次報告書を通してダイオキシン類の調査データの公表	-	1 回/年	1回/年	年次報告書にて公表
55	5-1-(1) 「緑の保全」	緑地保護地区面積	166,574.4m ²	現状維持	158,076.4 m ²	関係法令：ふじみ野市みどりの条例 理由：建物の新築のため
56	5-1-(2) 「緑の再生・創出」	緑地面積	58,766 m ² 平成 20 年度基準値	減少率 平成 20 年度比 10%以内	58,810 m ²	都市公園以外で、ふじみ野市が管理している緑地の面積 *平成 20 年度比 0.01%増
57		緑の再生に関する講座・シンポジウムなどの啓発活動、体験学習開催数	-	1 回	0 回	
58	5-2-(1) 「水辺環境の保全・再生」	水辺再生100プランで整備を行い、協働による維持管理の実施	1 回	1 回	3回 ※県 1、部会 2 回	
59	5-2-(2) 「新河岸川などの水質改善」	年次報告書を通して新河岸川・福岡江川・砂川堀の水質データの公表	-	1 回/年	1回/年	年次報告書にて公表
60		保水性、透水性舗装延長数	34km	35km	34km	
61	5-3-(1) 「地域の歴史と文化財の保護と活用」	文化財に関する講座開催数	9 講座 (1,310 人)	20 講座 (750 人)	5講座 (151 人)	『平成 22 年度生涯学習のまとめ』
62	5-4-(1)	身近な自然環境調査の実施	-	1 回/年	-	
63	「生態系の保全再生」	新河岸川旧河川敷設置ビオトープ箇所数	2 か所	3 か所	3 か所	

NO	体系 「施策の展開 方法」	環境指標	基準値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 24 年度)	実績値 (平成 22 年度)	備考
64	5-4-(2) 「緑の回廊の 形成」	緑の回廊に関する啓発活動実 施回数	-	2 回/年	-	
65	5-4-(3) 「環境に配慮 した農地の保 全」	地産地消の推進	1 回	推進	1回	産業祭(11/3)にてPR を実施

*1 市内公共施設のエネルギー使用量及び二酸化炭素発生量については、平成 21 年度に「ふじみ野市地球温暖化対策実行計画」を策定した際に確定した数値に修正した。

※注  の見え消し箇所は、平成 22 年度の庁内行動計画策定時において、目標値等を修正したものです。

②協働で取り組むモデルとなる事業の進捗状況

施策の柱1で位置づけられている「協働の仕組みや体制づくり」を進めるため、平成19年度「環境基本計画・行動計画」策定作業の中で実施した市民環境ワークショップの意見を参考に、市民行動計画と重点プログラム「優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業」を策定しています。平成22年度は、市民が主体的に活動する6つの部会の企画による協働事業を下記のとおり実施しました。

○優先的に市民が協働で取り組むモデルとなる事業テーマ

- 1 環境活動リーダー養成講座の実施
- 2 環境情報の提供・収集ができる場の確保
- 3 エコウォーキングマップづくり
- 4 花と緑豊かな快適な住環境づくり
- 5 もったいないのライフスタイルを実践するマイバック運動の推進
- 6 遊休農地を活用した緑の再生と自然体験の場づくり

(全体経過)

日 程	内 容	
平成22年 6月18日(金)	第1回連絡会	会議趣旨説明 部会活動の現状説明
9月8日(水)	第2回連絡会	環境フェアについて 各部会から
9月30日(金)	第3回連絡会	平成23年度の活動予定および予算について 活動報告会について
10月26日(火)	第4回連絡会	活動報告会の企画について
11月18日(木)	第5回連絡会	活動報告会の企画運営について 各部会活動報告・予定
平成23年 1月21日(金)	第6回連絡会	活動報告会の企画・運営について 各部会活動報告・予定
2月22日(金)	第7回連絡会	活動報告会の運営について 各部会活動報告・予定 来期予算について
3月6日(日)	活動報告会とパネルディスカッション	活動報告会(6部会、環境団体2団体) パネルディスカッション

▲活動報告会



(部会活動)

部会名称	主な活動内容
環境学習部会	<p>【環境セミナー】</p> <p>第1回 9月25日 トーク「ふじみ野のいま・むかし」 上福岡公民館 参加者24名</p> <p>第2回 10月2日、11日 フィールドワーク 上福岡駅前商店街・江川と新河岸川流域 参加者11名</p> <p>第3回 10月9日 公開講座 講演「次世代に伝えたいこと～自然の恵み豊かな地域づくり～」 講師 中山智晴氏（文京学院大学准教授） 上福岡図書館 参加者47名</p> <p>第4回 10月16日 ワークショップ「住みたいまちをエコから考えよう」 上福岡公民館 参加者9名</p>
情報部会	<p>【ニュースレター発行】</p> <p>第1号発行 平成22年9月 第2号発行 平成23年2月</p>
エコウォーキングマップづくり部会	<p>【ふじみ野市エコウォーキング大会】</p> <p>第3回 6月5日 新河岸川の舟運と自然散策 参加者30名</p> <p>第4回 1月29日 野鳥観察と歴史探訪 弁天の森 参加者33名</p>

部会名称	主な活動内容
花と緑部会	<p>【緑のカーテン】 苗の配布 4月29日 221本配布 大井中央公民館・ココネ広場 市役所第2庁舎への緑のカーテン設置 緑のカーテン効果測定(市役所第2庁舎・上福岡図書館・西原小学校・大井中学校) <協力>埼玉県環境科学国際センター ※埼玉県緑化推進委員会「緑の募金緑化事業交付金」事業</p> <p>【新河岸川清掃】 春の清掃 4月10日 参加者35名 清掃終了後、野鳥観察会を開催 秋の清掃 11月27日 参加者27名</p>
マイバッグ推進部会	<p>【レジ袋に関するアンケート調査】 ふじみ野市内大型店におけるレジ袋配布状況調査を実施(14店舗回答)</p> <p>【マイバック持参推進運動】 1月15日、2月1日、2月5日 サティーフ店頭 2月12日、2月13日 ふじみ野市生活展</p>
遊休農地活用部会	<p>【遊休農地の活用】 織部塚周辺の約100㎡の畑地(市内大井)にて麦とコスモスの育成を実施。コスモス満開時は畑を市民に開放した。</p>



3 生活環境の保全

3 生活環境の保全

3-1 大気環境

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。大気汚染の発生源としては、固定発生源である工場等から排出されるばい煙や移動発生源である自動車等の排ガスに含まれる硫黄酸化物、一酸化炭素、窒素酸化物等の汚染物質より大気が汚染されることをいいます。

この対策として、「大気汚染防止法」の制定（昭和 43 年）や大気環境基準の設定（昭和 44 年より）により大気汚染物質の排出を規制した結果、硫黄酸化物や一酸化炭素による汚染は大幅に改善されました。

しかし、大都市への自動車の集中、増加等による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響による汚染は、現在も大きな課題となっています。

本市では、市内の大気汚染の現況を把握するために「一般環境大気」と「沿道環境」の調査を実施しています。

図 3-1-1 に調査地点を示しました。

表 3-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(1) 一般環境大気調査

一般環境の大気汚染状況を把握するため、市内7地点（図3-1-1）を設定し、年4回（表3-1-2）二酸化窒素等について調査を行っています。

一般環境大気調査では、公定法による測定ではないため、直接環境基準と比較することはできませんが、二酸化窒素濃度は「0.012ppm～0.023ppm」となっており、環境基準を下回る結果となりました。

また、簡易測定器の調査と併せ、1地点（大井総合福祉センター）で自動計測器による調査も行っています。

自動計測器による調査結果でも二酸化窒素濃度の1日平均値は「0.013ppm～0.021ppm」、浮遊粒子状物質の1日平均値は「0.021mg/m³～0.034mg/m³」、1時間最大値は「0.100mg/m³」と環境基準を下回る結果となりました。

表3-1-4に簡易測定器による地点別調査結果を、表3-1-5に自動測定器による季節別調査結果については、埼玉県が設置している一般環境大気局の内、本市から近距離に設置されている「富士見局」のデータも併せて示しました。

表3-1-2 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
一般環境大気調査	簡易測定器 (フィルターバッジ)	二酸化窒素(NO ₂)	春期：平成22年6月28日(月)～7月5日(月) 夏期：平成22年8月23日(月)～8月30日(月) 秋期：平成22年11月24日(水)～12月1日(水) 冬期：平成23年2月1日(水)～2月8日(水)
	自動測定器	二酸化窒素(NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM) 等	春期：平成22年6月28日(月)～7月4日(日) 夏期：平成22年8月23日(月)～8月29日(日) 秋期：平成22年11月24日(水)～11月30日(火) 冬期：平成23年2月2日(水)～2月8日(火)

(2) 沿道大気調査

沿道環境の大気汚染状況を把握するため、市内1地点（国道254号沿い鶴ヶ岡2丁目）を年2回（表3-1-3）二酸化窒素等について調査を行っています。

今回の調査では、二酸化窒素の1日平均値は「0.011ppm～0.027ppm」の範囲内で、浮遊粒子状物質の1日平均値は「0.031mg/m³～0.061mg/m³」、1時間最大値は「0.066mg/m³」の範囲となり、本調査の結果では全て環境基準を下回る結果となりました。

また表3-1-6に季節別調査結果について、川越市が設置している自動車排出ガス測定局の内、本市から近距離に設置されている「川越市仙波局」のデータも併せて示しました。

表3-1-3 調査項目及び調査期日

調査項目		調査項目	調査期間
沿道大気調査	自動測定器	二酸化窒素(NO ₂) 浮遊粒子状物質(SPM)等	夏期：平成22年8月24日(火)～8月26日(木) 秋期：平成22年11月24日(水)～11月26日(金)

図3-1-2 調査地点図

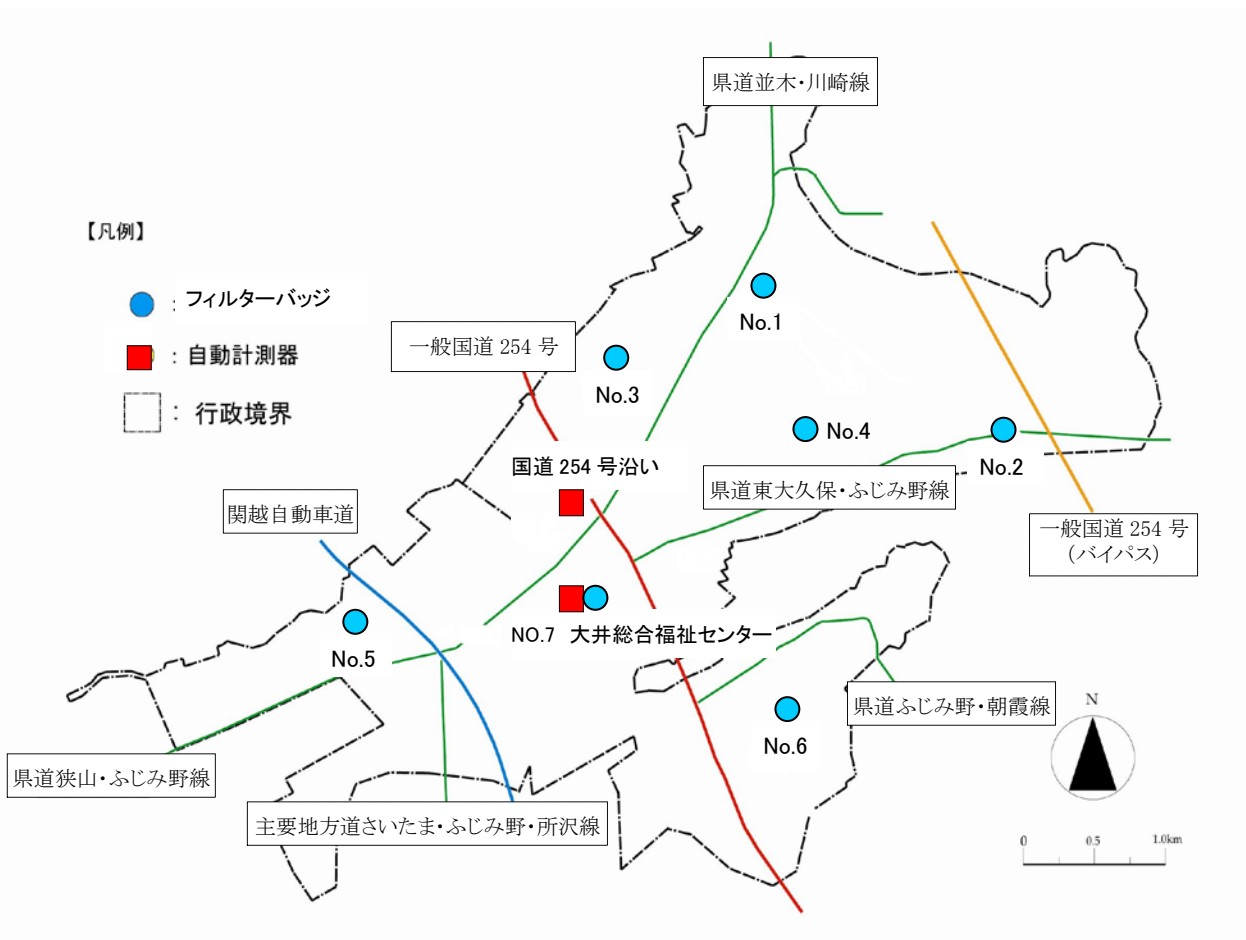


表3-1-4 地点別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点		二酸化窒素 (ppm)		
		地点平均値	地点最大値	地点最小値
No.1	ふじみ野市役所	0.018	0.022	0.013
No.2	さぎの森小学校	0.019	0.022	0.015
No.3	西中央公園	0.017	0.021	0.012
No.4	駒西小学校	0.016	0.020	0.012
No.5	三角小学校	0.017	0.019	0.014
No.6	東原小学校	0.017	0.021	0.012
No.7	大井総合福祉センター	0.019	0.023	0.013

表 3-1-5 季節別調査結果（一般環境大気調査）

調査地点	春期		夏期		秋期		冬期	
	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局	1日平均 最大値	(参考) 富士見局
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.019	0.020	0.010	0.014	0.019	0.028	0.042	0.040
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.040	0.041	0.033	0.033	0.046	0.016	0.070	0.029

表 3-1-6 季節別調査結果（沿道大気調査）

調査地点	夏期		秋期	
	1日平均 最大値	(参考) 川越市 仙波局	1日平均 最大値	(参考) 川越市 仙波局
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	0.020	0.027	0.031	0.029
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.032	0.041	0.029	0.015

(3)光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素に、太陽の光（紫外線）があたることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントが発生します。発生時には、目や喉の粘膜に刺激を与え、のどに痛みを感じたり目がチカチカしたりすることがあります。

そのような被害を未然に防ぐために、埼玉県南部西部地区に注意報が発令されると、本市では小・中学校、保育所等へ連絡をするとともに、防災無線を使用して市民に注意を呼びかけています。

平成 22 年度の埼玉県南西部地区の注意報の発令日数は、前年度より 3 日多い 9 日でした。また、前年に引き続き警報の発令はありませんでした。

表 3-1-7 に月別注意報発令日数を示しました。

表 3-1-7 月別注意報発令日数

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	県南西部 地区計	埼玉県内
平成19年度	0	2	4	4	10	1	21	32
平成20年度	0	1	1	5	1	0	8	18
平成21年度	0	2	2	1	1	0	6	14
平成22年度	0	0	3	2	3	1	9	17

光化学スモッグ注意報・警報発令基準

注意報：光化学オキシダント濃度が 0.12ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

警報：光化学オキシダント濃度が 0.20ppm 以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき

※光化学スモッグ注意報が発令された場合は健康被害にあわないために、

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意しましょう

(4)石綿（アスベスト）

建物の、解体工事等を実施する際は、石綿の有無についての確認が法律で義務付けられています。0.1%以上石綿が含有されている場合、大気汚染防止法等関係する各法令により届出や解体時の飛散防止策、従事者の安全管理などが定められています。これらの指導は、埼玉県の各環境管理事務所が管轄していますが、工事周辺地域住民から市に相談が寄せられる場合もあることから、埼玉県と連携して立ち入り調査への同行、現場把握などに努めています。また、石綿含有建材を使用している建物の解体作業等については、「大気汚染防止法」により調査、届出等が義務づけられています。

3-2 水質汚濁

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

以前は、家庭や工場等からの排水が主な汚濁原因となっていましたが、公共下水道（汚水）の整備や水質汚濁防止法による規制等により大きく改善されました。

河川等は、自らの汚れをきれいにする働きを持っていますが、汚れの量が限度を超えると汚濁が進みます。

本市では、市内の河川等の水質汚濁の現況を把握するために「河川等水質調査」を実施しています。

図 3-2-1 に調査地点を示しました。

表 3-2-1 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目））

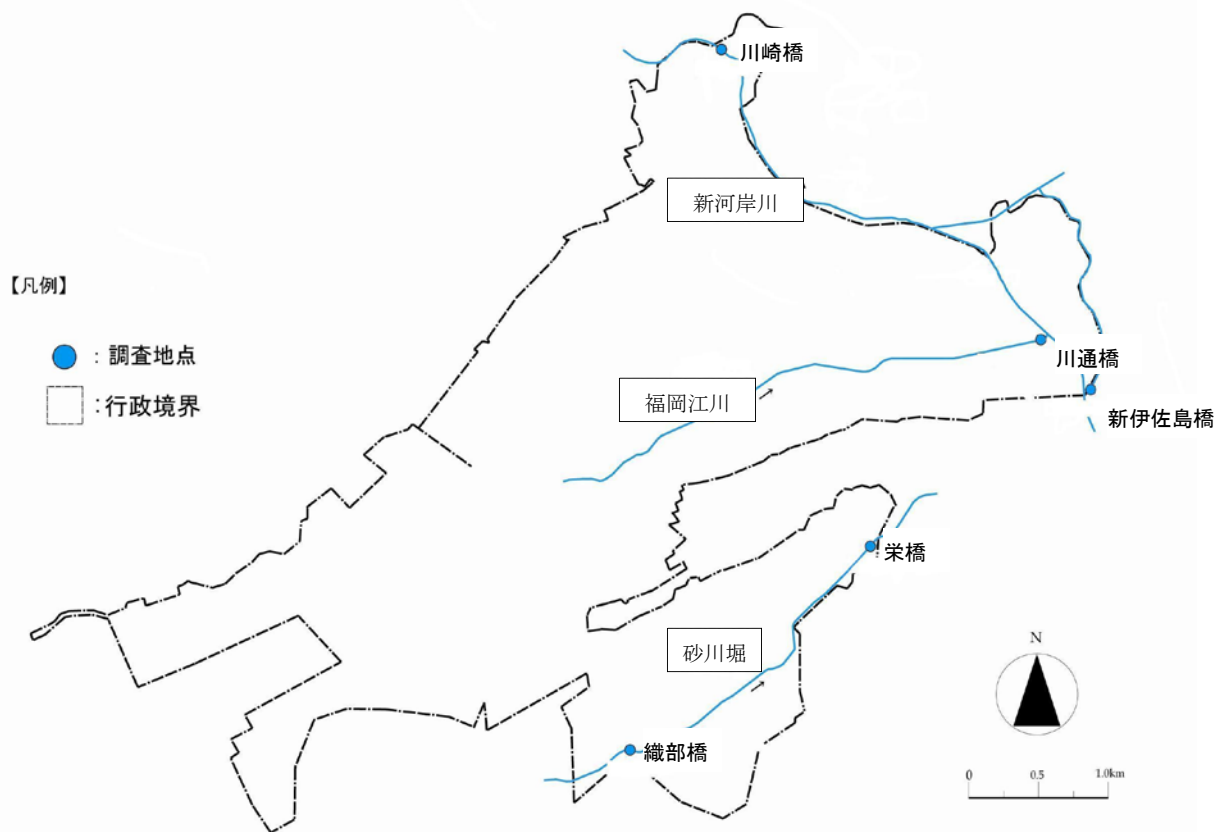
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級	6.5 以上	1mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN/ 100ml 以下
	自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
A	水道2級	6.5 以上	2mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN/ 100ml 以下
	水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
B	水道3級	6.5 以上	3mg/l	25mg/l	5mg/l	5,000MPN/ 100ml 以下
	水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
C	水産3級	6.5 以上	5mg/l	50mg/l	5mg/l	—
	工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級	6.0 以上	8mg/l	100mg/l	2mg/l	—
	農業用水 及びEの欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級	6.0 以上	10mg/l	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/l	—
	環境保全	8.5 以下	以下		以上	

(備考) 1:基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)

表 3-2-2 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準（健康項目））

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

図 3-2-1 調査地点図



(1)河川等水質調査

市内を流れる新河岸川、公共下水道福岡江川雨水幹線、公共下水道砂川堀雨水幹線における水質汚濁の状況を調査しています。調査項目は環境基準に定められた項目や富栄養化に影響のある項目（全窒素、全リン）などについて年4回調査をしています。

新河岸川は、環境基準のD類型に指定されていますが、福岡江川、砂川堀は公共下水道雨水幹線のため類型指定はありません。しかしながら福岡江川及び砂川堀についても下流域で新河岸川に流入していることから、このD類型を用いて各項目の基準値との比較を行っています。

各調査結果を環境基準（生活環境項目）と照らし合わせてみるとBODの項目を除き、全ての項目について環境基準値を下回っていました。

BODが環境基準を超過した内容については、砂川堀上流地点（三芳町境）の「織部橋」6月調査時の8.2mg/lと2月調査時の13mg/lとなっていますが、今年3回調査の平均値は8.4mg/lと現時点で水質が著しく悪化しているといえるものではありません。

しかし、更なる水質改善にあたっては、広域的な流域をもつ砂川堀雨水幹線に接続されている事業所や家庭の浄化槽の保守点検または、単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えなど水質改善に向けた普及啓発が必要です。そのためには、この砂川堀雨水幹線を管理している荒川右岸下水道事務所や流域自治体との広域的な取り組みが必要です。

図3-2-2に地点別BOD経年変化グラフ（年度平均値）、表3-2-3に地点別調査結果及び環境基準等との比較を示しました。

表3-2-4に調査項目及び調査結果を示しました。

図3-2-2 地点別BOD経年変化グラフ（年度平均値）

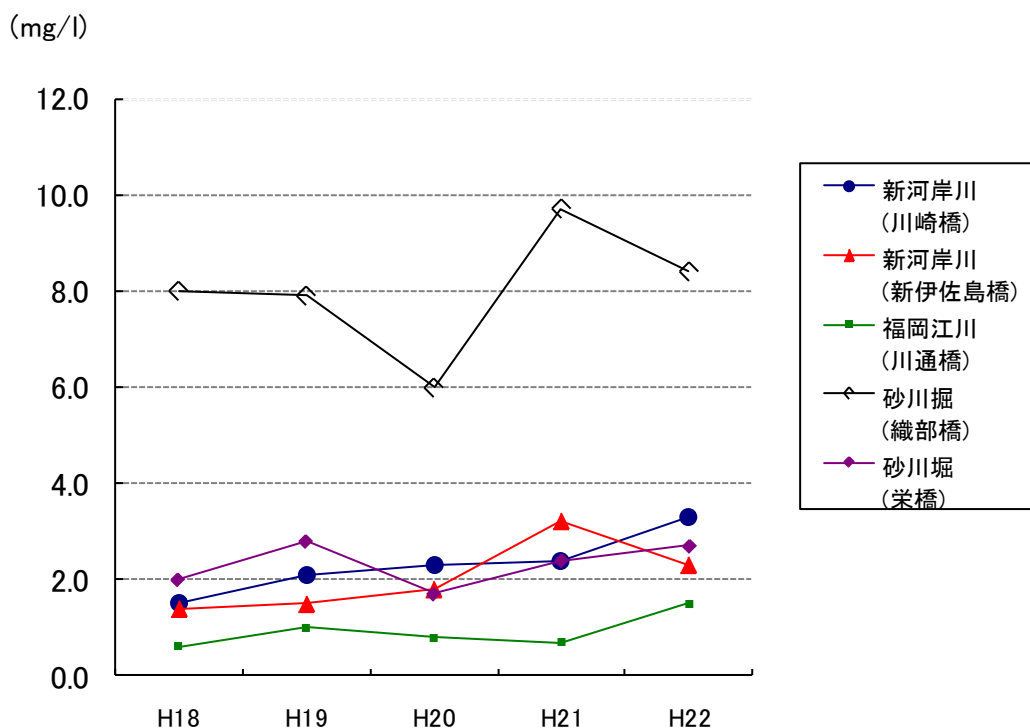


表 3-2-3 地点別調査結果及び環境基準等との比較（平成 22 年度調査結果）

地 点		項 目	単 位	濃度範囲	環境基準値	適否
新河岸川	川崎橋	水素イオン濃度(pH)	-	6.8~7.0	6.0~8.5	○
		生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.8~4.0	8 以下	○
		浮遊物質(SS)		7.4~29	100 以下	○
		溶存酸素(DO)		7.4~8.5	2 以上	○
		総水銀		0.0005 未満	0.0005 以下	○
		トリクロロエチレン		0.0001 未満	0.03 以下	○
		テトラクロロエチレン		0.001 未満	0.01 以下	○
	新伊佐島橋	水素イオン濃度(pH)		-	6.8~7.0	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.0~3.6	8 以下	○
		浮遊物質(SS)		12~22	100 以下	○
		溶存酸素(DO)		6.8~7.9	2 以上	○
		総水銀		0.0005 未満	0.0005 以下	○
		トリクロロエチレン		0.0001 未満	0.03 以下	○
		テトラクロロエチレン		0.001 未満	0.01 以下	○
福岡江川	川通橋	水素イオン濃度(pH)		-	6.7~6.9	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	0.5~2.4	8 以下	○
		浮遊物質(SS)		1.7~5.3	100 以下	○
		溶存酸素(DO)		8.9~11	2 以上	○
砂川堀	織部橋	水素イオン濃度(pH)		-	7.3~8.0	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	4.7~13	8 以下	×
		浮遊物質(SS)		3.4~28	100 以下	○
		溶存酸素(DO)		3.3~6.9	2 以上	○
	栄橋	水素イオン濃度(pH)		-	6.7~7.0	6.0~8.5
		生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.8~3.9	8 以下	○
		浮遊物質(SS)		2.3~5.1	100 以下	○
		溶存酸素(DO)		6.6~11	2 以上	○

※ 環境基準について、総水銀は「人の健康の保護に関する基準(年間平均値)」、それ以外は「生活環境の保全に関する基準:D類型(日間平均値)」を示す。

※ 適否の欄は環境基準との比較 記号「○」は満足、記号「×」は超過を含む。

表 3-2-4 調査項目及び調査結果

調査期日 調査地点 調査項目	平成 22 年 6 月 28 日					平成 22 年 8 月 23 日				
	新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀	
	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋
水素イオン濃度(pH)	7.0	7.0	6.9	7.3	6.8	7.0	7.0	6.8	8.0	7.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	3.8	3.2	1.6	8.2	2.7	1.8	1.0	< 0.5	4.7	1.8
大腸菌群数	3.5×10^5	2.2×10^5	1.3×10^4	1.7×10^6	2.2×10^5	4.9×10^4	3.3×10^4	3.3×10^4	3.3×10^5	3.3×10^4
浮遊物質量(SS)	29	22	3.0	9.4	3.0	17	12	2.5	3.4	2.3
溶存酸素量(DO)	7.4	6.8	8.9	3.3	6.6	7.5	7.0	10	6.8	11
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
全窒素(T-N)	6.3	5.7	9.1	3.6	7.3	5.7	6.5	9.1	2.8	8.4
全リン(T-P)	0.30	0.15	0.04	1.5	0.32	0.10	0.09	0.05	1.1	0.18
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—
テトラクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—
アンモニア性窒素	0.37	0.27	< 0.10	2.4	0.22	0.16	0.17	< 0.10	1.4	< 0.10
陰イオン界面活性剤(MBAS)	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.06	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.10	< 0.05
亜鉛		0.010					0.007			

平成 22 年 11 月 29 日					平成 23 年 2 月 7 日					環境基準値
新河岸川		福岡江川	砂川堀		新河岸川		福岡江川	砂川堀		
川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	川崎橋	新伊佐島橋	川通橋	織部橋	栄橋	
6.9	6.8	6.7	7.3	6.7	6.8	6.8	6.7	7.5	6.8	6.0
4.0	1.2	1.3	7.8	2.2	3.7	3.6	2.4	13	3.9	8 以下
1.1×10^5	2.2×10^4	1.1×10^4	7.9×10^5	4.9×10^5	1.7×10^5	7.9×10^4	1.1×10^4	1.1×10^7	4.9×10^4	—
7.4	13	1.7	9.1	2.9	12	22	5.3	28	5.1	100 以下
8.5	7.9	9.1	6.9	8.9	8.0	7.9	11	6.8	9.7	2 以上
< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	1.8	< 0.5	—
9.1	8.7	3.6	4.2	9.0	8.4	9.9	8.7	11	9.8	—
0.13	0.11	0.16	0.32	0.11	0.10	0.08	0.05	1.4	0.23	—
< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	—	—	0.0005 以下
< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.03 以下
< 0.001	< 0.001	—	—	—	< 0.001	< 0.001	—	—	—	0.01 以下
0.45	0.19	0.13	0.77	0.20	0.56	0.43	< 0.10	5.7	0.60	—
< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.07	< 0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.22	< 0.05	—
	0.020					0.006				0.03 以下

3-3 騒音・振動

騒音規制法・振動規制法では、金属加工機械など著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設、特定施設を設置する工場等を特定工場等として規制するとともに、法で定められた特定施設に加えて、埼玉県生活環境保全条例により指定騒音施設、指定振動施設及び指定騒音作業を定め、騒音・振動の規制を行っています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、建設作業に伴う著しい騒音・振動を発生する作業や、夜間にカラオケを使用する飲食店営業からの騒音、商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合の騒音についても規制がされています。

騒音の目安

90 デシベル	大声による独唱、騒々しい工場の中
80 デシベル	地下鉄の車内
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声

振動の目安

80 デシベル	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70 デシベル	大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60 デシベル	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
50 デシベル	人体に感じないで地震計に記録される程度
40 デシベル	

表 3-3-1 騒音に係る環境基準

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 2 種低層住居専用地域		
第 1 種中高層住居専用地域			
第 2 種中高層住居専用地域			
B 地域	第 1 種住居地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	第 2 種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

表 3-3-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-3-3 幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
屋 外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた室内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

表 3-3-4 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
1	a区域及びb区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を述べることもできるとなっている。

区域の種類 a 地域・・・(1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域。

(2)安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域の部分に限る。)、狭山近郊緑地保全区域及び狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域。

b 区域・・・第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めていない地域(a 区域の項の(2)を除く。)

c 区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 3-3-5 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	第 1 種、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種、第 2 種住居地域、準工業地域、 用途地域の定めのない地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

備考

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、振動規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できる。

また、市町村長は道路管理者に対して道路構造の改善等について要請することができるとなっている。

(1)法令に基づく届出受理件数

本市では、「騒音規制法」「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例（騒音振動に係る一部）」に基づき、特定施設の設置や特定建設作業の実施、カラオケが設置された飲食店等による深夜営業等を行う場合の届出の際に、規制基準を遵守するよう指導を行っています。

また、必要に応じて測定を行い、基準が守られていない場合には改善指導を行います。平成 21 年度の届出受理件数は、表 3-3-6 のとおりです。

表 3-3-6 届出受理件数

騒音に関する届出		37
内 訳	特定(指定)施設(作業)の設置	0
	特定施設数等の変更届	6
	特定建設作業実施届(任意提出含む。)	15
	深夜営業騒音届	16
振動に関する届出		11
内 訳	特定(指定)施設の設置	0
	特定施設数等の変更届	4
	特定建設作業実施届(任意提出含む。)	7
公害防止組織に関する届出		5
その他(氏名変更届等)届出		3

(2) 道路交通騒音・振動の状況

ふじみ野市内における主要幹線道路の騒音、振動及び交通量の現状を把握するため、市内3地点を設定し年1回（平成22年11月24日(水)10時から11月25日(木)10時までの24時間）調査を実施しました。

道路交通騒音の調査結果を環境基準と比較してみると、調査地点No.1、No.3は昼間の時間帯では基準値を下回っていましたが、夜間の時間帯では基準値を上回っていました。地点No.2は昼間、夜間の時間帯とも基準値を上回っていました。

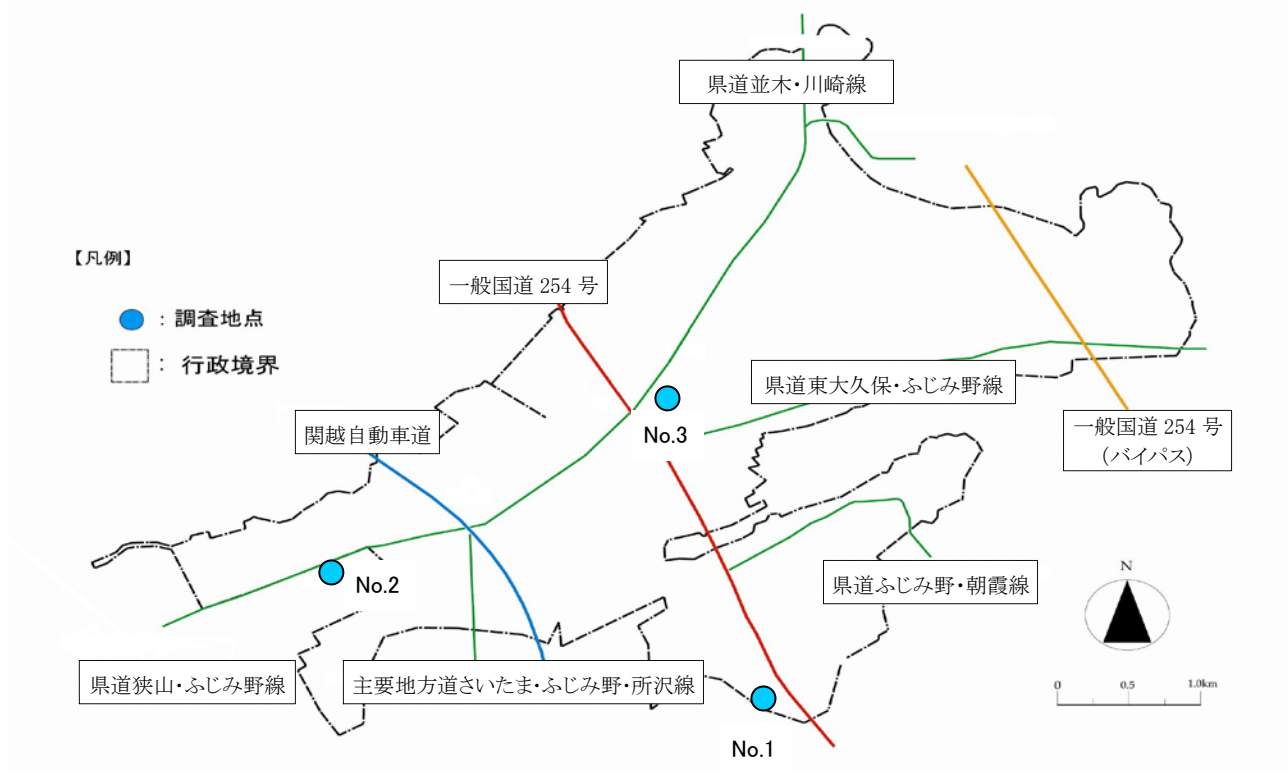
要請限度は、全ての調査地点、全ての時間帯で基準値を下回っていました。

今回の調査結果で環境基準等を超過した理由としては、測定地点である道路敷地境界と車道との位置が近いことや朝方の大型車通過台数が多いことなどが考えられます。

道路交通振動の調査結果を要請限度と比較してみると、全ての調査地点、全ての時間帯で基準値を下回っていました。

図3-3-1に調査項目及び地点図、表3-3-7に、地点別調査結果（騒音）、表3-3-8に地点別調査結果（振動）を示しました。

図3-3-1 調査項目及び地点図



調査地点	項目	対象道路	用途地域
No.1	大井 1070 付近	一般国道 254 号	無指定地域
No.2	亀久保 1696-18 付近	県道狭山 ふじみ野線	無指定地域
No.3	上福岡 4-4-2 付近	主要地方道さいたま ふじみ野 所沢線	近隣商業地域

表 3-3-7 地点別調査結果（騒音）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (6時～22時)	適否	夜間 (22時～6時)	適否
No.1	一般国道 254 号	68	○	69	×	
			○		○	
No.2	県道狭山・ふじみ野線	73	×	73	×	
			○		×	
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線	69	○	70	×	
			○		○	
環境基準(特例値) ※項目上段		70		65		
要請限度(特例値) ※項目下段		75		70		

※ No.1 は国道、No.2,3 は県道に面していることから環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に近接する空間」の特例値を適用させた。

※ 適否の欄は上段が環境基準との比較で下段が要請限度との比較

「○」は満足、「×」は超過

表 3-3-8 地点別調査結果（振動）

測定地点		時間帯	時間区分平均値(デシベル)			
			昼間 (8時～19時)	適否	夜間 (19時～8時)	適否
No.1	一般国道 254 号	39	○	41	○	
No.2	県道狭山・ふじみ野線	49	○	46	○	
No.3	主要地方道さいたま・ふじみ野・所沢線	48	○	49	○	
要請限度(第2種区域)		65(70)		60(65)		

※ 要請限度は、No.1、2 が無指定地域のため第1種区域、No.3 が近隣商業地域のため第2種区域の基準値を適用。

※ 適否の欄「○」は満足、「×」は超過

3-4 悪臭

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称です。一般的に悪臭は感覚公害とも言われています。従来、悪臭苦情の多くは、畜産農業や製造工場から発生していましたが、最近は、飲食店などサービス業から発生する様々な臭気が混合した複合臭による悪臭苦情が目立ち、従来の特悪臭物質（アンモニアや硫化水素など 22 物質）の濃度を規制する方法では対応が困難な状況が生じています。

そのような現状から、埼玉県では従来、悪臭防止法の特悪臭物質の濃度規制および生活環境保全条例による規制を行ってききましたが、平成 18 年 10 月 1 日から、人間の嗅覚に

基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制を導入しました。

平成 19 年 4 月 1 日から、ふじみ野市は臭気指数による規制地域となっています。

悪臭防止法		
①特定悪臭物質濃度規制	アンモニアなど特定 22 の悪臭物質の濃度が法律で定められた規制基準値を超えるかどうかで判断する。	
②臭気指数規制 ※ふじみ野市	臭いについて、資格をもった臭気判定士が決められた手法で指数値を算出し、規制値を超えるかどうかで判断する。	
	規制基準	基準値
1号規制 (敷地境界線による 規制基準)	A 区域 (B,C 区域以外の区域)	臭気指数 15
	B 区域 (農業振興地域)	臭気指数 18
	C 区域 (工業地域・工場専用地域)	臭気指数 18
2号規制 (煙突等の排出口 における規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する。	
3号規制 (排水水中の規制基準)	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める換算式により算出する。	

埼玉県生活環境保全条例	
規制対象業種(塗装工事業など 13 種)の臭気濃度について、敷地境界線及び気体排出口をそれぞれ3つの区域区分により規制している。	
※ 区域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・下記以外の区域 ・近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ・工業地域、工業専用地域

3-5 地盤沈下

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、粘土層が収縮するために生じます。一旦沈下した地盤は再びもとに戻ることはありません。そこで、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」により地下水の採取が規制されています。

埼玉県では、被害が生じるおそれのある地盤の変動量として年間 20mm 以上を目安とし、毎年測量調査を実施しています。

現在、本市には6つの調査地点があり、それぞれの調査結果をみると過去5年間（平成18年1月1日～平成23年1月1日）のうち1年間の最大変動量は-13mm（H22.1.1～H23.1.1の亀久保神明神社境内）であり、平成22年（平成22年1月1日～平成23年1月1日）の平均変動量は-10mmとなりました。

本市が含まれる西部地域は、過去、年間最大沈下量が272mmを記録した所沢市も含まれていますが、昭和49年7月から上水道用に県水が供給されて以来、沈下量は年々減少し、沈静化傾向が続いています。平成23年1月1日調査時点でのこの地域の1年間の平均変動量は-6mm、最大沈下量は新座市の18mmとなりました。

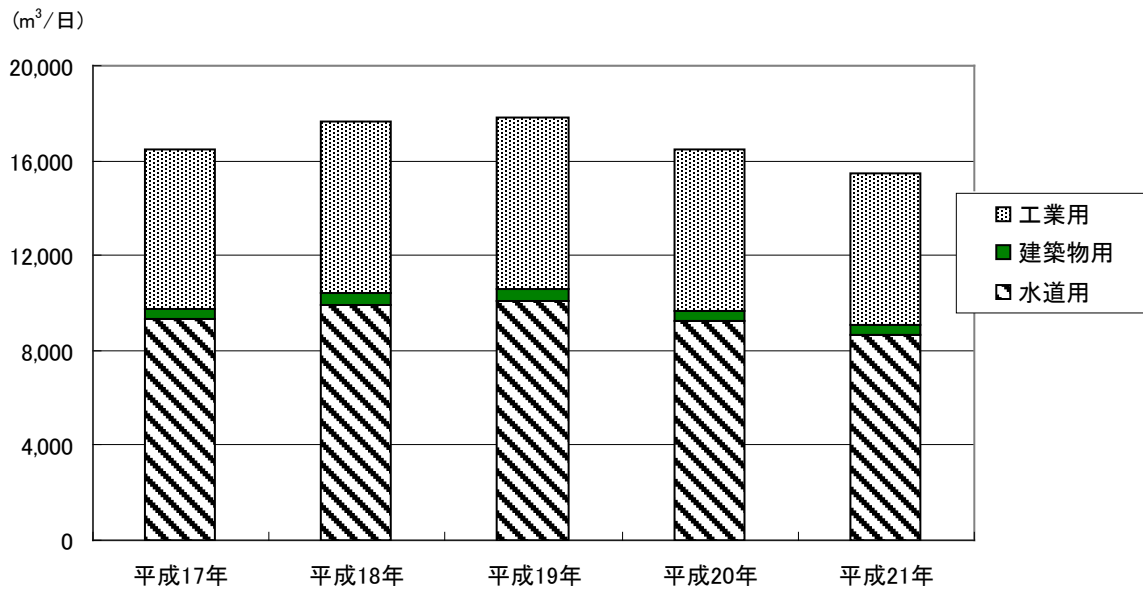
表3-5-1に水準測量成果表、図3-5-1に本市域地下水採水量の推移を示しました。

表3-5-1 水準測量成果表

基標番号	所在地	調査開始年月日	年別変動量 H22.1.1～ H23.1.1 (mm)	過去5年間の 変動量 H18.1.1～ H23.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	備考
上福岡 BM1	西小学校	S56.1.1	-9	-19	-344	
03-02	県立福岡高等学校 北西側門前	H17.1.1	-12	-22	-27	平成16年度 再設
2,786	大井小学校歩道橋前	S48.1.1	-6	-11	-473	※国設置
大井 BM1	神明神社境内(亀久保)	S48.1.1	-13	-25	-646	
60-01	浄水場管理事務所内(武蔵野)	S61.1.1	-9	-14	-133	
大井 BM3	(株)渋谷製作所内	H17.1.1	-11	-16	-21	

(出典:平成22年度埼玉県地盤沈下調査報告書)

図 3-5-1 ふじみ野市域地下水採水量の推移



3-6 土壌汚染対策

「土壌汚染対策法」や「埼玉県生活環境保全条例」では、カドミウム、シアン、鉛等特定有害物質（25物質）を使用する工場・事業所等が廃止された場合には、土壌調査を実施することや土壌汚染が確認された場合には必要な措置を講じることが定められています。

さらに「土壌汚染対策法」では、調査により汚染が確認された土地を都道府県知事が指定し、公示するなどが定められており、「埼玉県生活環境保全条例」では事業所の廃止などに伴う調査のほかに 3,000m²以上の土地改変を行う場合には、土地履歴調査の実施が定められ、土壌汚染が認められた土地の汚染拡散防止措置等を講じる必要があると規定されています。

ふじみ野市内では、南台2丁目の工場が廃止されたことにより土壌の汚染状況を調査したところ、「ほう素及びその化合物」が環境省令で定める基準に適合していないと認められたため、埼玉県知事が土壌汚染区域を指定しました。

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
整理-21-3	H21.6.9	指-15	ふじみ野市南台二丁目	209.65 m ²	ほう素及びその化合物

(出典:埼玉県ホームページ)

3-7 化学物質等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）は、人の健康や動植物に有害となるおそれのある化学物質について、事業所（者）が環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物等に含まれて事業者外への移動量を事業者自ら把握し、措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

対象となる化学物質は、人の健康や生態系に有害なおそれがあるなどの性状を有するもので、環境中にどれぐらい存在しているかによって「第一種指定化学物質」と「第二種指定化学物質」の2つに区分されています。このうち、P R T R制度の対象となるのは、「第一種指定化学物質」の462物質です。

業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についてを国に対し届出を行い、国はデータを集計し公表を行います。

(1)ダイオキシン類の状況

本市では、大気中のダイオキシン類等による環境汚染状況を把握するため、大気を3地点で年2回、土壌は4地点で年1回、調査を実施しました。

平成22年度の調査結果については、表3-7-2 大気、土壌調査結果のとおり、全ての地点で環境基準を下回っていました。

また、各年度実施しているダイオキシン類状況の調査結果について経年変化をみるために年平均値を捉え、大気調査結果については、表3-7-3、土壌調査結果については、表3-7-4に示しました。

表3-7-1 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 3-7-2 大気、土壌調査結果

調査地点	大気 (pg-TEQ/m ³)			土壌 (pg-TEQ/g)
	平成 22 年 8 月	平成 23 年 1 月	平均値	平成 23 年 1 月
ふじみ野市運動公園	0.044	0.084	0.064	-
大井総合体育館	0.036	0.11	0.073	-
ふじみ野市役所	0.044	0.098	0.071	-
元福小学校	-	-	-	2.0
さぎの森小学校	-	-	-	0.18
福岡中学校	-	-	-	2.3
大井中学校	-	-	-	0.32

表 3-7-3 大気調査経年変化（年平均値）

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ふじみ野市役所	0.058	0.063	0.043	0.082	0.071
ふじみ野市運動公園	0.061	0.062	0.046	0.062	0.064
東原小学校	0.049	0.050	0.037	-	-
三角小学校	0.051	0.061	-	-	-
大井総合体育館	0.056	0.073	0.091	0.088	0.073

表 3-7-4 土壤調査経年変化（年平均値）

（単位：pg-TEQ/g）

調査地点	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
東原小学校	1.8	0.96	—	—	—
三角小学校	0.16	1.3	—	—	—
大井総合体育館	3.5	22	40	82	-
西小学校	1.5	2.8	—	—	—
駒西小学校	2.1	1.6	—	—	—
福岡小学校	4.8	3.2	—	—	—
ふじみ野市運動公園	—	—	24	14	-
葦原中学校	—	—	0.18	—	—
上野台小学校	—	—	4.6	—	—
亀久保小学校	—	—	3.0	—	—
西原小学校	—	—	2.3	—	—
大井小学校	—	—	—	2.1	-
鶴ヶ丘小学校	—	—	—	12	-
元福小学校	—	—	-	—	2.0
さぎの森小学校	—	—	-	—	0.18
福岡中学校	—	—	—	-	2.3
大井中学校	—	—	—	-	0.32

3-8 苦情・相談の状況

現在、市へ寄せられる苦情・相談の内容の多くは、日常生活において発生する問題で、公害法令の対象とならない都市生活型公害といわれるものです。

典型七公害（事業所等から発生する大気汚染、水質汚濁、騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染）であれば、それぞれの法令に基づく規制・基準の遵守について指導が行われますが、法令等の規制対象とならない日常生活の中で発生する近隣苦情（近隣騒音、犬の糞の置き去り、飼い主のいない猫へのえさやり行為、敷地内へのごみの多量蓄積等）については、当事者間で解決に向けた話し合いをすることが必要とされます。

しかしながら、地域コミュニティの欠如、コミュニケーション不足などにより当事者による話し合いができず、その解決を市に対し要請する事例が増加しています。このような、法令等の規制対象外の苦情・相談に対し、市が直ちに介入することは法的にも困難です。このような都市生活型公害への対応は、現在の環境行政が抱える大きな課題といえます。

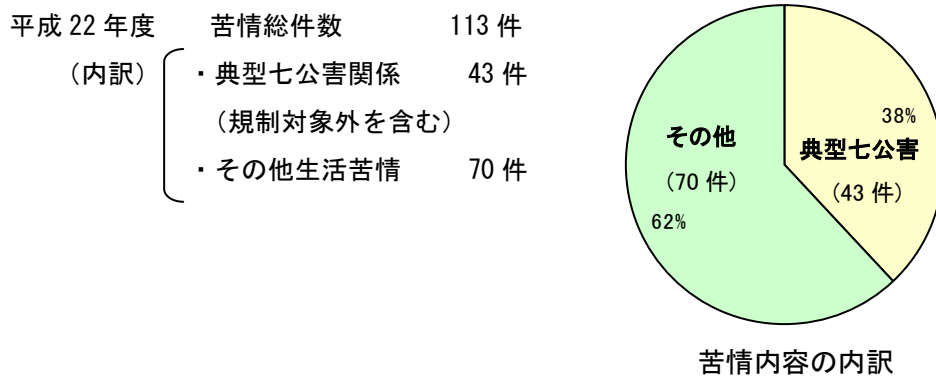
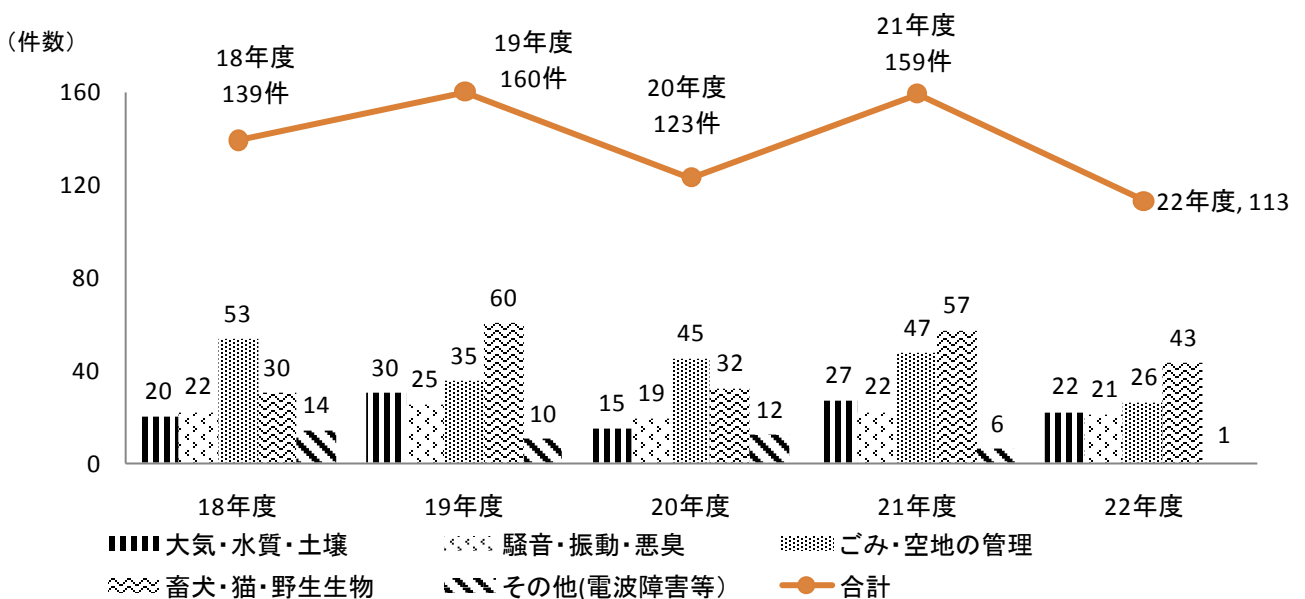


図 3-8-1 苦情件数の推移



3-9 地域の環境衛生

(1) 空き地の環境保全

ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 117 号）に基づき、住宅地などの空き地に繁茂した雑草により火災や犯罪の発生、ごみの不法投棄など非衛生の状態になることを未然に防止するため、土地の所有者に対して適正な維持管理を指導・助言を行っています。平成 22 年度空き地の不適正管理による苦情相談は 33 件あり、随時現地調査後、所有者に対し指導を行っています。

また、空き家の不良状態に対する苦情件数も増加してきておりますが、行政が関与できる条例等の根拠がないため、平成 22 年 12 月に「ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例」（平成 22 年 12 月 17 日条例第 38 号）を制定し、所有者に対する指導・助言の準備を進めています。

※「ふじみ野市空き家等の適正管理に関する条例」は平成 23 年 4 月から施行しています。（くらし安全課所管）

(2) 地域環境美化自主活動支援制度

地域環境美化自主活動支援事業実施要綱（平成 17 年 10 月 1 日告示第 148 号）に基づき、自治会等の団体が自主的に市内の公道や公園等公共の場所のごみの拾いを実施するにあたり、市では使用のごみ袋を用意したり、集めたごみを回収するなどの支援を行っています。支援を受けるには、申請が必要です。地域住民による地域の環境美化活動として、年間を通して実施されています。

表 3-9-1 地域環境美化自主活動実績

年度	実施団体数(のべ)	参加人数(人)	ごみ回収量(kg)
平成 20 年度	77	6,280	10,040
平成 21 年度	91	6,845	10,940
平成 22 年度	85	7,620	12,700

(3) 地域クリーン推進員制度

平成 19 年度に地域環境保全及びごみ減量化の推進を目的に「ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱」を制定し、ふじみ野市全域の町会・自治会・町内会から 2 名の推薦を頂いて委嘱を行っています。（任期 2 年）

活動内容は、地域環境美化自主活動の実施、地域のごみ集積所やごみの分別、不法投棄などの点検を行い、その結果を巡回報告書で市に報告するなど地域の環境保全活動の推進を担っています。

○地域クリーン推進員の状況

平成 22 年度 地域クリーン推進員選出数	54 団体	106 人
（内訳）・上福岡地区自治会・町内会		54 人
・大井地区町会		52 人

(4)路上喫煙防止キャンペーン

「ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止」について、市民から要望・要請の声が強く出されているところから、市、市民、教育機関、団体、事業者の協働と連携により、市域の環境美化とマナーの向上を目指し、路上喫煙の禁止、空き缶、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす等の散乱防止の普及啓発事業として平成 20 年度より東武東上線上福岡駅東口周辺・西口ココネ広場周辺にて実施しています。

このような活動を通し、駅周辺利用者や愛煙家などに環境美化を呼び掛けてまいりましたが、マナー向上が図られないため、地域の皆さんや環境審議会での意見を踏まえ、平成 23 年 3 月に「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」(平成 23 年 3 月 23 日条例第 1 号)を制定しました。そこでは、路上喫煙の制限又は禁止、空き缶等の散乱の防止、犬のふんの放置並びに建物等の汚損行為を禁止についての必要な事項を定めておりますが、引き続き環境美化などのマナー向上の P R 活動に努めてまいります。

日 時	平成 22 年 12 月 15 日 (水) 第 1 部 午前 7 時 30 分～9 時 第 2 部 午後 5 時 30 分～7 時
参加団体 (13 団体)	埼玉県立福岡高等学校、文京学院大学、東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、ふじみ野市たばこ組合対策協議会、上福岡一丁目町内会、西地区町内会、上福岡 5・6 丁目町内会、美化グループ、家庭倫理の会ふじみ野、上福岡 1 丁目寿会、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、東入間警察タクシー連絡協議会
協力団体	J T 日本たばこ産業(株)埼玉支店、東武鉄道(株)
参加者数	131 名



(5)犬の登録及び狂犬病の予防

狂犬病は、日本においては昭和 26 年以降発症した事例はありませんが、世界的には蔓延しており海外渡航へ犬を同行させる場合は、狂犬病予防注射と共にマイクロチップの義務付けがされています。ペットとしての犬の飼育は増加しており、市では、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票等の交付事務を行うなかで登録や注射接種率の向上を図っています。

また、犬の飼い方をめぐるトラブル（犬の鳴き声、糞の置去り等）も増加しており、飼い主としてのマナーや責任が問われています。

○朝霞保健所管内ふじみ野地区狂犬病予防協会

狂犬病予防法及び埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき普及・啓発事業を展開するため、埼玉県朝霞保健所、埼玉県獣医師会ふじみ野班、富士見市、ふじみ野市、三芳町により組織されています。

実施事業

- ・集合狂犬病予防注射(2市1町で3,059頭) 平成22年4月12日～26日
- ・犬の飼い方しつけ方教室(39名参加) 平成23年1月22日

表3-9-2 飼い犬の登録、狂犬病予防注射接種状況

年 度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	接種率(%)
平成20年度	4,416	3,044	68.9
平成21年度	4,526	3,234	71.5
平成22年度	4,335	3,197	73.7

(6)ドッグラン

「人と犬とを分離して、気兼ねなく犬を遊ばせることができる広場を設置してほしい」との市民の要望を受け、平成15年度(旧上福岡市)に実施した上福岡清掃センター場内整備工事に併せて、敷地の一部をドッグランとして利用できるよう開放しています。

現在、ふじみ野市愛犬家協会が施設管理をしています。

○設置場所 ふじみ野市駒林1,104番地(上福岡清掃センター敷地内)

○面 積 約2,300㎡

○利用者数 71人(愛犬家協会会員数 平成23年度総会資料より)

(7)墓地等の設置及び管理

「墓地、埋葬等に関する法律」では、墓地等の管理及び埋葬等は 国民の宗教感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされており、本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、「ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定（平成 22 年 6 月 22 日条例第 22 号）し、地域的特性等の考慮、経営主体の基準（宗教法人等の要件）、設置場所の基準（住宅地等からの距離等）、施設の基準（緑地帯、障壁等、緑地帯その他付帯設備）及び経営者の責務（管理運営等）を定め、指導を行っています。

表 3-9-3 市内の墓地状況

設置形態	箇所数
寺院墓地	5
霊園墓地	1
旧字等地域共同墓地	48
個人墓地	25

(8)市民葬祭制度

市民葬祭制度は、市民が葬儀を行うにあたり、「ふじみ野市市民葬祭制度」（平成 17 年 10 月告示第 10 号）に基づき市が指定する指定葬祭業者が市の定めた葬祭料金で行う葬儀をいいます。

お棺、霊柩車、火葬などの標準葬祭用具（仏式）と費用（168,000 円）を定め、市民の葬儀に係る費用の明瞭化と軽減を図ることで、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

表 3-9-4 市民葬祭件数及び指定葬祭業者

年度	件数	指定葬祭業者(平成 22 年度)
平成 20 年度	99	(株)埼玉金周、(有)すがい祭典、(有)上福岡葬祭さとう式典サービス、(株)いるま野サービス、(株)東上セレモサービス (株)福祉葬祭、(株)メモリード、(株)埼玉冠婚葬祭センター
平成 21 年度	83	
平成 22 年度	102	

4 環境啓発等取組状況

4 環境啓発等取組状況

(1)環境フェア

多くの方が気軽に環境の知識や地域の環境データ、環境活動団体の情報などに触れる事ができ、環境に関する活動をしている人々や団体のネットワークを広げ、取り組みの輪をさらに広げる事を目的とし開催しました。

【開催テーマ】 ストップ温暖化～あなたにもできるエコライフ～
 ≪架けよう エコのレインボー≫

日 時	平成 22 年 10 月 23 日 (土) 午前 10 時～午後 3 時
会 場	福岡中央公園
来場者数	約 1,500 人 (うちスタンプラリー参加者約 300 人)
主 催	ふじみ野市環境フェア実行委員会 (18 団体) 【団体】 ECO ICE ふじみ野/エコ田んぼビオトープNORA/上福岡くらしの会/かみふくおか作業所/更生保護女性会/子どものその保育生活協同組合/埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部/新日本婦人の会上福岡支部/ふじみ野市赤十字奉仕団/花と緑の快適な住環境づくり部会/(社)東入間青年会議所/福岡中学校区健全育成会/ふじみ野市シルバー人材センター/文京学院大学人間学部中山ゼミ/森づくり集団「栞」/ふじみ野市婦人会/エコウォーキングマップづくり部会/ECO 地球を冷やそう海 (かい)
共 催	ふじみ野市
参加協力団体・事業所等 (13 団体)	(株)マイカル大井サティ、(株)日清製粉グループ本社、いるま野農業協同組合東部地域統括支店、東京電力(株)志木支社、武州ガス(株)、ふじみ野市資源リサイクル協同組合、ヤマハ埼玉工場吹奏楽団、連合埼玉朝霞・東入間地域協議会、(社)埼玉県環境検査研究協会、三国コカコーラボトリング、(株)環境テクノ、ふじみ野市商工会、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター
内 容	○環境活動団体リレートーク・企業活動発表 ○環境〇×クイズ ○模擬店コーナー リユース食器を使ったごみをださないエコな模擬店 ○展示・実演コーナー 緑のカーテンコンクール展示/太陽電池を利用したエコおもちゃ/ぞうさんペーパー手作り体験/鳥の巣箱作り/アクリルタワシ作り/三角巾を使った応急処置等による救急法/折り紙に託したメッセージ作成/リサイクルマーケット/餅つき実演/コーヒー・焼き芋・焼きそばカレーライス・ゴーヤチャンプール等の調理販売

○即売コーナー

リサイクル家具/古本販売/リサイクルマーケット

○企業出展

環境データの展示/電気自動車展示/生活排水の簡易測定/パネル展示

○環境ポスターコンクール入選作品の展示

○フリーマーケット（※一般参加による開催） 35 区画参加



▲ヤマハ埼玉工場吹奏楽団による演奏



▲フリーマーケットの様子



▲ブースでの体験コーナーの様子



▲環境活動団体による活動発表

(2)環境ポスターコンクール

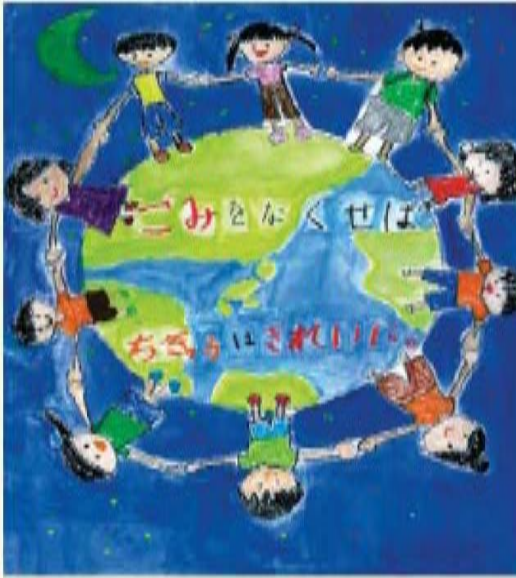
環境教育の一環として、次世代を担う児童・生徒たちに、ポスターの作成を通し、地球環境を大切にしようとする意識の向上を図ることを目的とし実施しました。

募集期間	平成 22 年 9 月 24 日（金）〆切り
テーマ	みんなで探そう地球のなかま／循環型社会／環境全般
応募点数等	応募点数全 86 点（小学校低学年 29 点、高学年 33 点、中学校 24 点） 入賞作品 16 点 ○ふじみ野市長賞 見川 さくら さん（さぎの森小学校 1 年） ※入賞者一覧参照
展 示	入賞作品展示 平成 22 年 10 月 23 日（土） 環境フェアにて展示 於：福岡中央公園 応募作品展示 平成 22 年 11 月 19 日（金）～30 日（火） 於：大井中央公民館 展示ホール
その他	ふじみ野市長賞、金賞、銀賞、銅賞については平成 23 年度ごみの収集カレンダーに掲載しました。 平成 22 年 10 月 23 日（土）環境フェアにて表彰式を行ないました。

入賞者一覧

	小学校低学年	小学校高学年	中学校
金賞	見川さくら さん（さぎの森小 1 年） 《ふじみ野市長賞》	有村春菜 さん（西小 5 年）	小野舞祐 さん（大井中 2 年）
銀賞	萩原一貴 さん（さぎの森小 3 年）	原田 達 さん（鶴ヶ丘小 6 年）	志賀紗佳 さん（大井東中 1 年）
銅賞	柏木健作 さん（西原小 3 年）	石丸千夏 さん（福岡小 5 年）	原野真幸 さん（大井東中 1 年）
佳作	大堀 葵 さん（三角小 1 年） 伊藤春香 さん（駒西小 3 年）	石井遥己 さん（西原小 5 年） 浜田真綾 さん（鶴ヶ丘小 6 年） 岩脇美沙希さん（鶴ヶ丘小 5 年） 《ごみカレンダー特別賞》	柴田絃見 さん（葦原中 1 年） 坂本園花 さん（大井東中 1 年）

《ふじみ野市長賞》



金賞「ごみをなくせばきれいに」
さぎの森小学校1年生 見川 さくら



金賞「ポイ捨ては絶対にダメ!」
大井中学校2年生 小野 舞祐

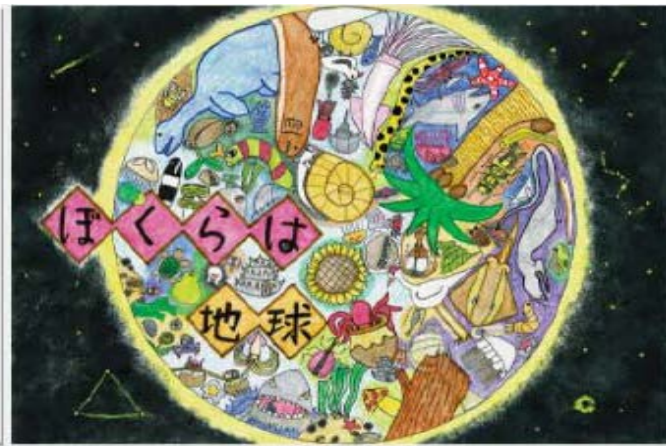


金賞「環境を守ろう」
西小学校5年生 有村 春菜



ごみカレンダー特別賞
鶴ヶ丘小学校5年生 岩脇 美沙希

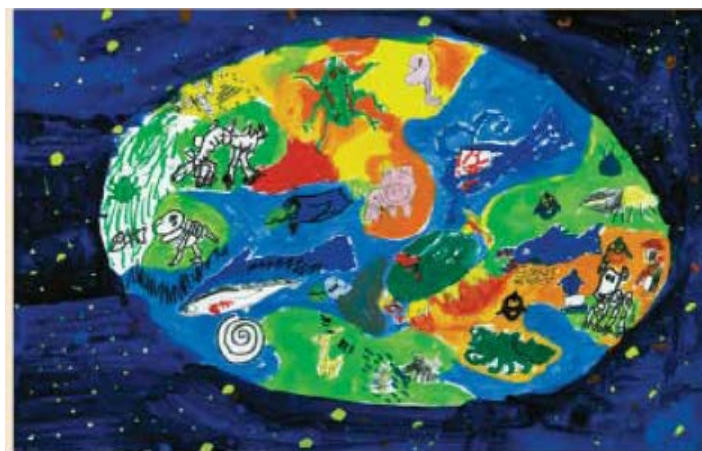
銀賞「ほくらは地球・ほくらは地球」
鶴ヶ丘小学校6年生 原田 達



銀賞「地球を守ろうーリサイクル」
大井東中学校1年生 志賀 紗佳



銀賞「地球をキレイに」
さぎの森小学校3年生 萩原 一貴



銅賞「くみんなで探そう地球のなかま」地球は生きている」
西原小学校3年生 柏木 健作



(3)ふじみ野市環境活動報告会

平成20年度からふじみ野市環境基本計画・行動計画に位置づけられた「協働で取り組むモデルとなる事業」に取り組んでいます。協働の主体となる人材を育成および環境活動に参加している個人や環境活動団体のネットワークを広げるため、活動報告会とパネルディスカッションを開催しました。

・参加者 34人

日時・会場・参加者数	内 容
平成23年3月6日(日) 午後1時～4時 大井中央公民館 大会議室	環境基本計画モデル事業6つの部会活動発表会 パネルディスカッション「たのしいエコの輪ひろげよう」 (発表団体) ・マイバッグ部会 ・環境学習部会 ・花と緑部会 ・情報部会 ・エコウォーキングマップづくり部会 ・遊休農地部会 (パネルディスカッション) 「たのしいエコの輪ひろげよう」 コーディネーター 中山智晴氏(文京学院大学人間学部准教授) パネラー 岩城由光氏(エコウォーキングマップづくり部会長) 津崎康夫氏(花の木中学校教諭 科学部顧問) 内田浩正氏(大井本町町会) 菅井努氏(ふじみ野市商工会青年部)



(4)こどもエコクラブ

子どもたちが地域の中で楽しみながら、自主的に環境活動・環境学習を行うことを支援するとして平成7年に環境省（当時環境庁）が発足させた事業です。

事業の目的は、人間と環境の関わりについて幅広い理解を深め、環境を大切に思う心を育成し、子どもたちが広く環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題を解決する能力を育成します。

表4-1 平成22年度 こどもエコクラブ数

No.	グループ名	メンバー(人)	サポーター数(人)
1	西原小4年エコクラブ	54	2
	計	54	2

(5)エコライフDAY2010（埼玉県事業）

地球温暖化防止対策の一環として埼玉県が実施している「エコライフDAY2010」にふじみ野市として取り組みました。

実施にあたっては、市内小中学校等の御協力をいただきました。

参加人数はのべ9,273人、CO₂削減量は7,573,841gでした。

エコライフ DAY ふじみ野市の取組(経年)

上段:参加人数 下段:削減量(g)

参加内訳		平成 21 年夏	平成 21 年冬	平成 22 年夏	平成 22 年冬	平成 22 年度計
町会自治会		0	10,913	0	0	0
		0	10,247,307	0	0	0
市民団体		0	11	0	0	0
		0	7,540	0	0	0
小中学校	小学校	922	3,675	1,683	3,210	4,893
		766,762	2,279,565	1,923,097	2,179,721	4,102,818
	中学校	593	1,611	1,999	2,150	4,149
		473,496	1,630,056	1,470,835	1,753,932	3,224,767
市職員		0	888	0	231	231
		0	778,056	0	246,256	246,256
事業所		0	2,950	0	0	0
		0	2,579,359	0	0	0
合計		1,515	20,048	3,682	5,591	9,273
		1,240,258	17,521,883	3,393,932	4,179,909	7,573,841

※今回の削減量は、直径 26cm 高さ 22m の 50 年経った杉の木が一年間に吸収する二酸化炭素量を 14kg として計算した場合、杉の木 541 本分に相当します。

エコライフ DAY

削減できた二酸化炭素量が計算できるようになっているチェックシートを見ながら、一日省エネ・省資源など環境に配慮した生活を行い、エコライフをはじめのきっかけとしていく事業。

(埼玉県地球温暖化対策課主催事業)

(6)東入間エコウェーブ(協働事業)

ふじみ野市では、地球温暖化防止の一助として 1 年の中でも最も夜の時間が短い夏至の前日の夜「明かり」に着目し、東入間地域の事業所・店舗・民家などに協力を募り、明かりを同時に消すという一斉行動を行うことによって、環境やエコについてこの地域内の意識を高める事を目的に、(社)東入間青年会議所、ふじみ野市商工会青年部、ECO ICE ふじみ野、文京学院大学との協働により東入間エコウェーブを開催し、地球温暖化防止活動推進キャンペーンを行いました。

日 時	平成 22 年 6 月 19 日 (土) 午後 4 時～午後 9 時
会 場	上福岡駅西口前ココネ広場
主 催	東入間エコウエーブ実行委員会 ((社) 東入間青年会議所、文京学院大学、ふじみ野市商工会青年部、埼玉県地球温暖化防止推進員「E C O I C E ふじみ野」、ふじみ野市)
協 力	手話サークル葦の会 (文京学院大学)、駅前周辺店舗 (ライトダウの協力)、霞ヶ丘住宅公団住民 (団地内掲示板にポスター掲示及びライトダウの協力)
内容及び参加者数	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ入りキャンドル配布 (3,300 個) ・エコに関するクイズ参加 市民約 150 人 ・廃油からキャンドルの作成 ・手話サークルによる手話ソング ・キャンドルナイトの実施

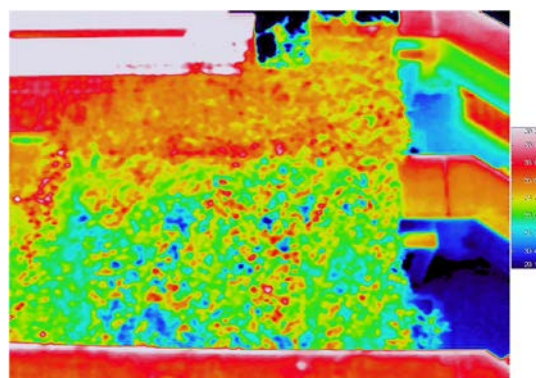
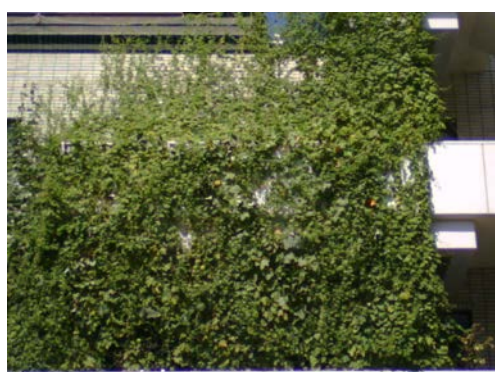
(7)緑のカーテン

環境基本計画・行動計画において「市民との協働で取り組むモデル事業」として位置づけられている「花と緑豊かな 快適な住環境づくり (花と緑の部会)」の活動の一環として「緑のカーテン」の設置、育成を行いました。

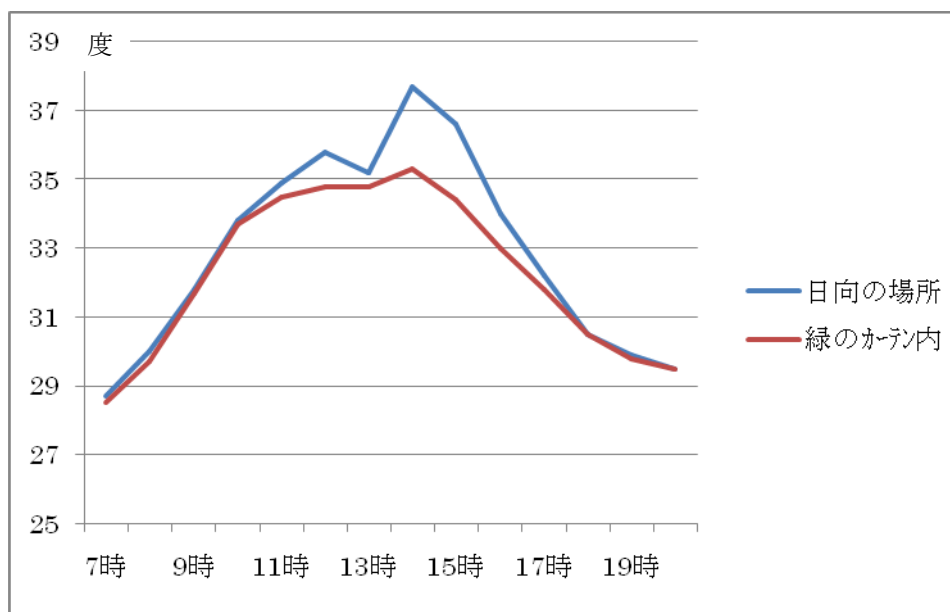
平成 22 年度は、埼玉県緑の募金緑化事業交付金を受け、西原小学校・大井中学校・上福岡図書館・市役所第 2 庁舎の 4 カ所に「緑のカーテン」を設置しました。

「緑のカーテン」は、体感温度を下げ冷房抑制 (節電) をするなど地球温暖化対策として期待されております。そこで、埼玉県環境科学国際センターの協力のもと、この 4 カ所の緑のカーテンの外側と内側にデジタル温度計を設置し、日向と日陰の温度差の効果測定を行いました。その結果、緑のカーテンの表面温度は何も覆っていない建物の表面温度に比べて明らかに低い値となるデータが得られました。

この記録をもとに、花と緑の部会では「緑のカーテン実施報告書」を作成しました。夏場の強い日差しを遮断し、植物葉面からの蒸散による気化熱を利用して建物の温度の上昇を抑えることができる「緑のカーテン」の効果が確認され、都市におけるヒートアイランド現象緩和を裏付ける報告書となりました。



上福岡図書館の温度変化（平成 22 年 9 月 6 日）



※上のグラフは、上福岡図書館に設置した「緑のカーテン」による気温変化を表したものです。午後 2 時の日向の気温が 37.7°Cであるのに対し、「緑のカーテン内」は、35.3°Cに抑えられおり、その差は 2.4°Cとなっています。

(8)リユース食器貸出事業

リユース食器を利用することにより、ごみ減量への意識向上を図ることを目的として平成 20 年度からリユース食器の無料貸出事業を行っています。

貸出団体数	11 団体	
のべ貸出数	どんぶり	322 個
	どんぶり (アルマイト)	518 個
	お椀	200 個
	カレー皿	188 枚
	平皿 (アルマイト)	856 枚
	中深皿	30 枚
	中深皿 (アルマイト)	738 枚
	スプーン	255 本
	はし	722 膳
	コップ	54 個
	湯のみ	40 個
	コーヒーカップ	50 個
	トレー	5 枚
利用目的	食事会・イベント模擬店・社会福祉協議会事業・交流会 町会夏祭り、もちつき大会・公民館事業など	

(9)住宅用太陽光発電システム設置補助制度

平成 21 年に創設された国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用する中、市では環境への負荷が少なく持続的発展が可能な地域社会の実現と地球温暖化防止に寄与する事を目的とした「ふじみ野市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱」を設置し、市民自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する場合の設置費に対し一部補助を行いました。

平成 22 年度は、厳しい経済情勢などを受け、市の交付要綱に基づく補助金の交付はできませんでしたが、県の補助金をあつ旋するなどその普及啓発を行いました。

今後は、住宅用太陽光発電システムの効果測定や補助金の財源確保が課題となっております。

※補助金交付要綱に基づく補助金

1 kw あたり 20,000 円（最高限度額：3.5kw 70,000 円）

項目 \ 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	備 考
実績件数（件）	27	0	
補助金額（千円）	1,700	0	

5 自然環境の保全

5 自然環境の保全

(1) 緑の状況

都市化の進展により市内の緑は減少傾向にあります。

緑の減少を抑制するとともに、すべての市民が健康で快適な生活が営めるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため「ふじみ野市みどりの条例」、「同施行規則」に基づき緑地保護地区及び保存樹木等の指定を行っています。

また、「公開緑地」として緑を保全しつつ市民に公開することを条件に市が民有緑地を借上げ市民に公開している緑地が6箇所あります。

さらに、埼玉県指定の「ふるさとの緑の景観地」として2箇所の指定を受けています。

表5-1 緑地保護地区等の状況

緑地保護地区数	54 箇所
緑地保護地区面積	158,076m ²
保存樹木等本数	269 本

(平成23年3月31日現在)

緑地保護地区

緑地保護地区の指定基準

- ・ 良好な環境を確保するために必要と認めたとき
- ・ 樹木が林立している土地の面積が300m²以上であること
- ・ 樹木のある神社、寺院等の境内(その周辺を含む。)で良好な環境を保っていること

保存樹木等

保存樹木等の指定基準

- ・ 樹形が特に優れているもの
 - ・ 1.2mの高さにおける幹の周囲が1m以上であるもの
 - ・ 株立した樹木で高さが2.5m以上であるもの
 - ・ 高さが10m以上であるもの
 - ・ はん登性樹木で枝葉の面積が25m²以上であるもの
- ※はん登性樹木：つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木

表5-2 公開緑地

図地点	名称	所在地	面積(m ²)	開設年月日
No.1	緑ヶ丘緑地	緑ヶ丘 2-1930-1	3,915	H10.7.1
No.2	西八丁緑地	亀久保 1676-1	6,821	H19.3.31
No.3	武蔵野グリーンパーク	大井武蔵野 1354-1	4,635	H13.12
No.4	三ヶ島緑地	亀久保 1807-1	3,046	H10.7.1
No.5	緑地公園	福岡 3-1226 外	8,863	S62.10.1
No.6	大井弁天の森	大井 221 外	31,300	S60

※西八丁緑地の公開面積は3,618 m²

(平成23年3月31日現在)

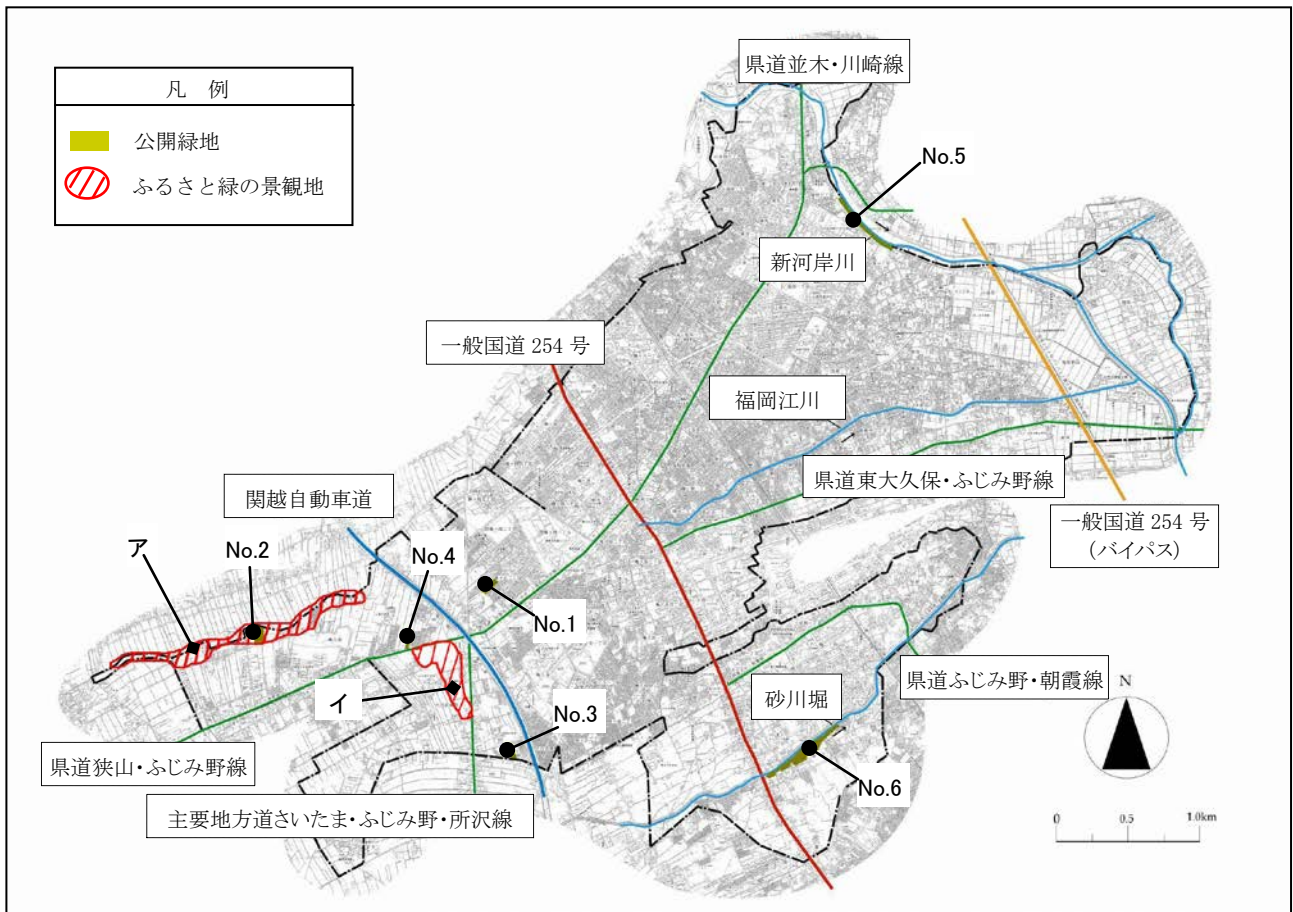
表 5-3 ふるさとの緑の景観地（県指定）

図地点	名称	所在地	指定面積	指定年月日
ア	ふじみ野市八丁ふるさと緑の景観地	亀久保 1602-1 の一部 及び三角 1697-13 外	12.92ha	S56.3.20
イ	ふじみ野市武蔵野ふるさと緑の景観地	大井武蔵野 703 外	8.99ha	S59.3.31

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

※ 埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和 54 年 3 月 15 日施行) に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を県が指定

図 5-1 公開緑地及びふるさと緑の景観地



(2)鳥獣保護

①傷病野生鳥獣の保護

埼玉県では、埼玉県獣医師会に委託し、埼玉県内 48 か所の傷病野生鳥獣保護診療機関を指定し、野生鳥獣の保護を行っています。怪我をした野生鳥獣を保護し、指定医療機関へ連れて行くと、無料で受診することができます。また、毎年4月～6月にかけてヒナが巣立つ時期に、道路や地面に落ちているという連絡や保護したヒナが届けられることがあります。ヒナの側に親鳥がいることもあるので、巣立ちヒナについては、保護せず見守るようにお願いをしています。

②有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護法によりすべての野生鳥獣は保護の対象となっています。

最近、ハトやスズメ、ムクドリなどにより家屋等に巣が作られたという相談が増加しています。生活環境への悪影響が著しい場合、巣を撤去することができますが、市へ有害鳥獣捕獲許可申請の手続きをし、許可を受け捕獲できることとなります。

③特定外来生物（アライグマ）の防除

埼玉県内で野生化したアライグマによる農作物被害や人家に住み着く等の生活被害が増加しています。ふじみ野市においては、被害はまだ出ていませんが、周辺自治体での被害が発生しており、今後、被害拡大も予測されるところから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に基づき、埼玉県が実施する「アライグマ防除実施計画」に添った駆除を行います。

(3)河川敷地等管理制度

市が管理する河川及び水路の敷地(以下「河川敷地等」という。)において、ボランティアで清掃美化活動及び維持管理活動を行う市民団体等を河川敷地等管理団体として認定(以下「認定団体」という。)し、市民と行政が協力して、野生動植物の生態系に配慮した河川敷地等の管理を推進するとともに、水辺愛護意識の向上を図ることを目的とした制度です。

表5-4 認定団体

認定団体名	活動場所	活動回数
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡字立堀	適宜に活動
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	駒林字谷田	適宜に活動
埼玉県生態系保護協会ふじみ野支部	福岡(旧河道)	適宜に活動

(平成23年3月31日現在)

6 循環型社会の形成

6 循環型社会の形成

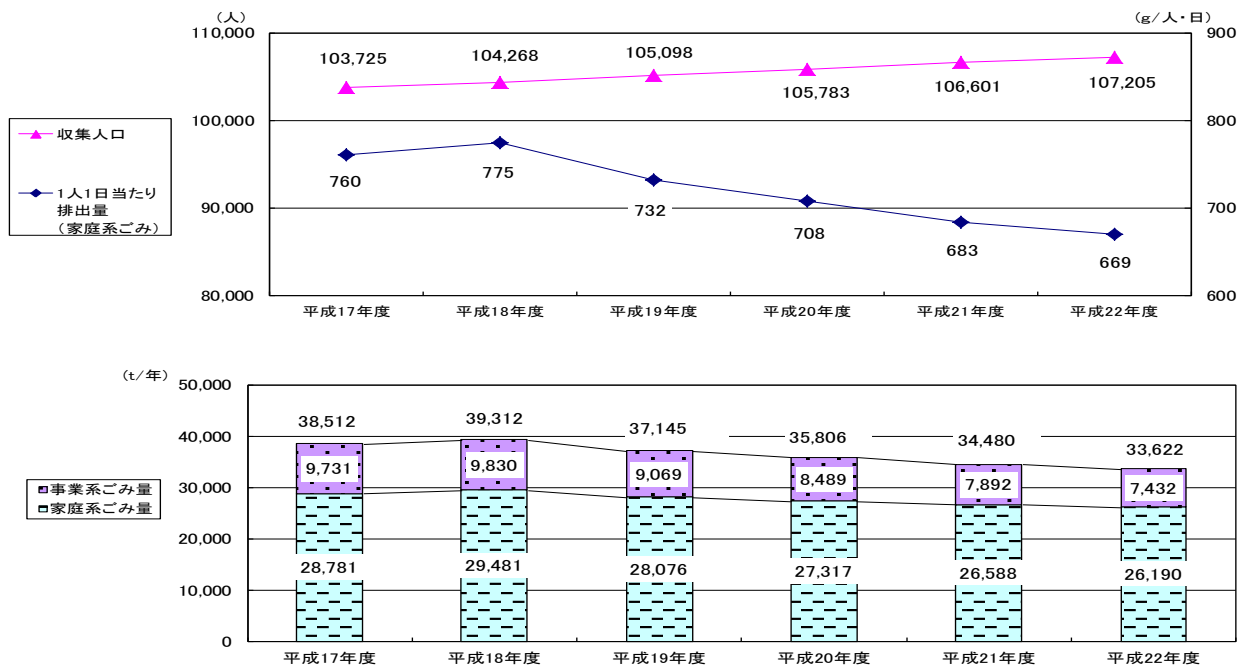
6-1 ごみ排出量の推移及びごみ組成

(1) ごみ排出量の推移

ふじみ野市は、年々人口が増加傾向にありますが、平成19年度以降については、一人ひとりのごみの排出抑制、減量化、社会経済情勢等の影響により総排出量が減少しています。

また、平成21年度から、家庭系については、新たな分別収集方法を取り入れ、事業系については、清掃センターにおける搬入品目の制限を行い、家庭系、事業系共にさらなる分別排出の徹底をしていただきました。その結果、ごみの総排出量がもえるごみは減少し、資源物が増加するといった良い結果に繋がり、さらに平成22年度についても、それが継続され減少傾向となっています。

図6-1-1 ごみの排出量経年変化



区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度計画値
収集人口 (人)	103,725	104,268	105,098	105,783	106,601	107,205	112,458
家庭系ごみ量	28,781	29,481	28,076	27,317	26,588	26,190	30,595
もえるごみ	18,203	18,329	17,747	17,508	16,503	16,161	18,622
粗大ごみ・もえないごみ・有害ごみ	2,327	2,776	2,280	2,335	2,263	2,288	2,413
資源物	6,798	6,861	6,540	6,223	6,669	6,619	8,048
集団資源回収	1,453	1,516	1,509	1,251	1,152	1,122	1,512
事業系ごみ量	9,731	9,830	9,069	8,489	7,892	7,432	8,515
もえるごみ	9,132	9,350	8,647	8,052	7,562	7,197	8,269
粗大ごみ・もえないごみ・有害ごみ	482	397	327	338	218	122	117
資源物	118	83	95	99	112	114	130
合計 (t/年)	38,512	39,312	37,145	35,806	34,480	33,622	39,110
1人1日当たり排出量 (家庭系ごみ) (g/人・日)	760	775	732	708	683	669	745
1人1日当たり排出量 (家庭系もえるごみ) (g/人・日)	481	482	463	453	424	413	454
1人1日当たり排出量 (家庭系もえるごみ+事業系もえるごみ) (g/人・日)	722	727	688	662	618	597	655
収集時の資源物割合 (%)	21.7%	21.5%	21.9%	21.2%	23.0%	23.4%	24.8%
リサイクル率 (%)	22.8%	22.9%	27.1%	27.6%	30.8%	31.2%	25.4%

※1) 容器包装以外のプラスチック類は資源物に含めています。
 ※2) 端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
 ※3) リサイクル率は施設回収分の資源物も含みます。
 ※4) 平成19年度から焼却灰の処理を埋め立てからリサイクル(セメント原料化)に変更しました。
 ※5) 収集人口については、該当年度1月1日現在のものです。

平成22年度ふじみ野市資源物のリサイクル量

(単位：トン)

集団資源回収量(A)※1	1,122
清掃センター搬出量小計(B)※2	9,381
蛍光灯・乾電池・廃バッテリー等	62
金属類(被覆電線、銅、廃自転車等)	591
かん類	312
びん類	709
ペットボトル	312
古紙類	3,574
容器包装プラスチック類	1,408
容器包装以外のプラスチック類	361
リサイクル家具	6
焼却灰リサイクル	2,047
合計(C=A+B)	10,503
ごみ排出量(D)	33,622
リサイクル率(C/D)	31.2%

※1：集団資源回収とは、日常生活の中で排出される資源物として、再利用、再生利用できるものを、市民のみなさんが協力して、自主的にリサイクル活動を行うことであり、回収量とはその活動によって集まった資源物の量になります。

(集団資源回収の詳細については、p. 85 をご参照ください)

※2：リサイクル量は、清掃センター内で選別した後の量となりますので、ごみ排出量とは必ずしも一致しません。

※3：焼却灰リサイクルを除いたふじみ野市のリサイクル率は25.2%です。

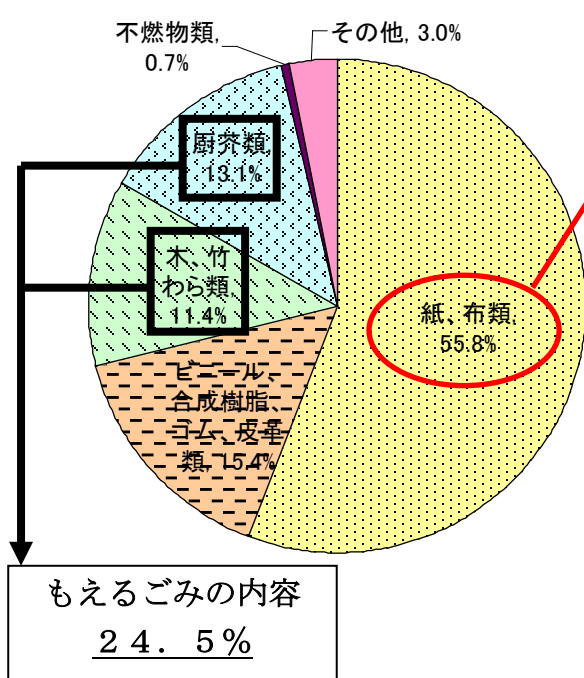
※4：端数調整のため、合計が合わない箇所があります。

(2) ごみ組成

清掃センターに搬入された焼却処理対象ごみ（主にもえるごみ）のごみ組成調査は、分別状況の把握及び焼却施設の効率的な運転管理を行うための重要な調査です。

平成22年度については、前ページのグラフのとおり、もえるごみが減少しています。しかし、もえるごみの中には、まだ資源化可能な「紙・布類」や「ビニールや合成樹脂などのプラスチック類」が約70%含まれています。特に、「紙・布類」の中で、リサイクルできるOA紙やチラシ等を資源として出していただくことで、さらにもえるごみが減少し、焼却費用等も抑えられることができます。

図6-1-2 ごみ組成（家庭系）



もえるごみの中に含まれているものの中で、最も多い割合を占めているものは紙・布類です。紙・布類の55.8%の内訳の上位は以下のようになっています。

1	リサイクルできる雑がみ類 (主にOA用紙、チラシ、プリント等)	15.5%
2	容器包装用の紙類 (主に食品用の箱(※1)、ヨーグルトやカップ麺の容器、紙袋等)	10.5%
3	リサイクルできない紙類 (主にティッシュペーパー、キッチンペーパー、紙おむつ、ウエットティッシュ等)	10.4%
4	布類	9.4%
5	ダンボール	3.1%

※1：食品用の箱とは、カレーやシチュー、お菓子、レトルト食品等の商品を包装する箱のことを指します。

6-2 ごみの分別収集

(1) ふじみ野市の収集・運搬

平成22年度より、今まで「もえるごみ」として出していたシュレッター紙を「資源物2（雑誌・雑がみ）」、また、「粗大ごみ」として出していた毛布を「資源物1（布類）」に変更を行いました。

家庭系ごみを表6-2-1のとおり分別しています。収集地域は、A～Dの4地域に分け、月曜日から金曜日（祝祭日含む）に決められた分別区分の品目を午前8時より収集しています。

表6-2-1 分別区分と収集体制

区分	項目	ごみの種類	収集容器	収集回数	収集場所	収集の対象	収集形態
資源物1	びん (上福岡地区) (大井地区)	透明・白色・色付きのびん	透明・半透明の袋	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託
		透明・白色のびん	コンテナ(黄色)				
		色付きのびん	コンテナ(黄色)				
	新聞紙	新聞紙、広告、チラシ	ひも束				
	ダンボール	ダンボール	ひも束				
	紙パック	紙パック	ひも束				
資源物2	飲み物のかん	飲料用かん(ジュース、酒類など)	飲み物のかん専用収集ネット				
	ペットボトル	ペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆなど)	ペットボトル専用収集ネット				
	雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、お菓子の箱、包装紙、封筒、ダイレクトメール、シュレッター紙など	ひも束				
容器包装プラスチック類		洗剤やシャンプー等の容器、歯磨き粉等のチューブ、お菓子やパンなどの袋、スーパーのレジ袋、発泡スチロール、卵パック、食品トレイなど	透明・半透明の袋	週1回	ステーション	一般家庭	委託
容器包装以外のプラスチック類		プラスチック製のおもちゃ、ポリバケツ、定規、植木鉢(プラスチック製)、プランター(プラスチック製)、洗面器、ポリタンクなど CD、DVD、MD、ビデオテープ、カセットテープ	透明・半透明の袋 透明・半透明の袋				
もえないごみ (有害ごみ) 粗大ごみ	もえないごみ	なべ・フライパン、セトモノ、傘、ドライヤー、ガラス、花瓶・植木鉢(素焼き)、塗料かん、オイルかん、電球、飲み物以外のかんなど	透明・半透明の袋	2週に1回	ステーション	一般家庭	委託
	有害ごみ	乾電池、水銀体温計、蛍光灯、使い捨てライター、消火器、バッテリー(自家用)、スプレーかん、携帯用ガスボンベ、かがみなど	透明・半透明の袋 市指定の袋(乾電池専用)				
	粗大ごみ	ストーブ、スキー板・靴・ストック、ふとん、じゅうたん、一斗かん、自転車、ボット、家具類、家庭電化製品など	なし				
もえるごみ		生ごみ、食用油、紙くず、ぬいぐるみ、クッション、靴、紙おむつ(汚物はとる)など	透明・半透明の袋	週2回	ステーション	一般家庭	委託
		植木(太さ10cm未満)	ひも束				
市が受け入れられないごみ (適正処理困難物)		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、タイヤ、ガスボンベ、バイク、薬品(劇薬)、コンクリート・レンガブロック、浴槽、ガソリン等の燃料、ピアノ、耐火レンガ、医療系廃棄物(注射針等)、洗面台、流し台、便器、灰、土砂、石膏、建築廃材、廃油、毒、劇物、薬液及び同容器、自動車部品、農業用ビニール、壁紙(クロス)、パチンコ台、スロットマシン、かわら、ペンキ(中身入り)、業務用事務機器、仏壇など	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法等に関する処理方法を紹介 ・製造業者または販売店に相談することを表記 ・許可業者に相談することを表記(許可業者名等をごみ収集カレンダーに記載) 				

※平成23年3月現在

(2) ごみ集積所

家庭系ごみはステーション方式で収集が行われており、ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則、ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱による設置基準に基づき、ごみ集積所が各地域に設置されており、平成23年3月現在のごみ集積所設置数は、市内全域で約3,400か所となっています。また、新規物件に伴うものや、排出マナー等の影響から、共同住宅と戸建住宅を分離するなどの増加があり、集積所の数は増加傾向にあります。

6-3 中間処理

(1) リサイクル施設

現在の清掃センターは、選別や一時保管施設を保有していますが、リサイクルを行うための設備や機能が十分に整っていません。そのため、清掃センター内での選別は手作業によるものが多く、時間や労力を費やしています。

(2) 上福岡清掃センター焼却施設

上福岡清掃センター焼却炉については、昭和49年12月に竣工され、1日当たり180t（1時間当たり3.75t×24時間×2炉）の設計処理能力となっています。平成12年度から平成14年度にかけて主にダイオキシン類の発生量削減を目的とした大規模改修工事を実施しましたが、諸法の規定により焼却炉本体の処理能力の改善工事を実施できなかったため、焼却施設の設計ごみ発熱量は、7,542kJ/kg（1,800kcal/kg）となっています。

一方、近年の清掃センターに搬入される燃えるごみは、プラスチック類や古紙類の混入により、ごみの高発熱量化が進み、9,209～9,628kJ/kg（2,200～2,300kcal/kg）となっていることや施設の老朽化といった状況から、現在は20%低下した能力で運転を行っています。

①ダイオキシン類測定結果

表6-3-1 上福岡清掃センターのダイオキシン類濃度

		排ガス	焼却灰	ばいじん
		ng-TEQ/m ³ N	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g
平成21年度	1号炉	0.0000022	0.13	0.22
	2号炉	0.0031	0.0037	0.5
平成22年度	1号炉	0.0000023	0.0093	0.83
	2号炉	0.001	0.0052	0.89
基準値		5	3	3

※安定的な数値を示しています。

(3) 大井清掃センター焼却施設

ごみ処理状況の変遷に伴い、大井清掃センター焼却炉（付属炉）は、旧焼却炉の補完施設として、また、ごみ処理広域化を想定した暫定的な施設として、8年程度の稼働を予定し、平成9年1月に設置しました。1日当り60t（1時間当り2.5t×24時間×1炉）の設計処理能力となっています。旧焼却炉はダイオキシン類の規制により廃止となりました。現在使用している焼却炉（付属炉）は長期での使用を想定して設計していないこと及び当初の設計を超えた24時間連続で運転していること等といった状況から現在は20%低下した能力で運転を行っています。こうしたことから合併時より、大井地区の一部地域のもえるごみを上福岡清掃センターに搬入し、焼却処理しています。

①ダイオキシン類測定結果

表6-3-2 大井清掃センターのダイオキシン類濃度

	排ガス	焼却灰	ばいじん
	ng-TEQ/m ³ N	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g
平成21年度	0	0.0330	0.45
平成22年度	0.0038	0.0035	0.35
基準値	5	3	3

※安定的な数値を示しています。

(4) 最終処分

本市にある最終処分場には、過去に埋め立てを行っていましたが、ここ数年来は、埋め立てを行っていません。現在は、環境測定等の調査を実施し、適正な維持管理を行っています。

現在の最終処分の処理状況については、民間の最終処分場へ委託をして埋め立てを行っています。平成22年度は、埼玉県環境整備センターへ不燃残渣（ガラス・セトモノ）、山形県米沢市、長野県中野市の民間最終処分場に焼却残渣（飛灰、もえがらなど）等の処分を行っています。

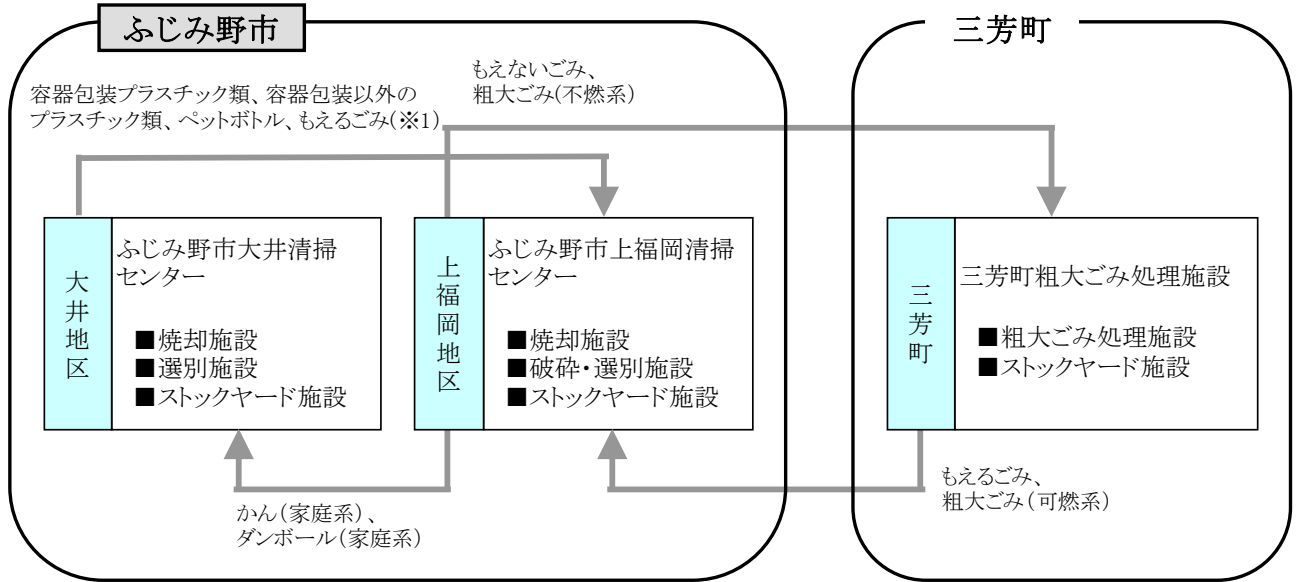
表6-3-3 最終処分場

施設・設備名	受入対象地域	竣工年	処理能力	所在地	備考
ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	ふじみ野市	平成5年	9,996m ³	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1489	遮水シートあり、水処理は焼却施設にて行う

6-4 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体制

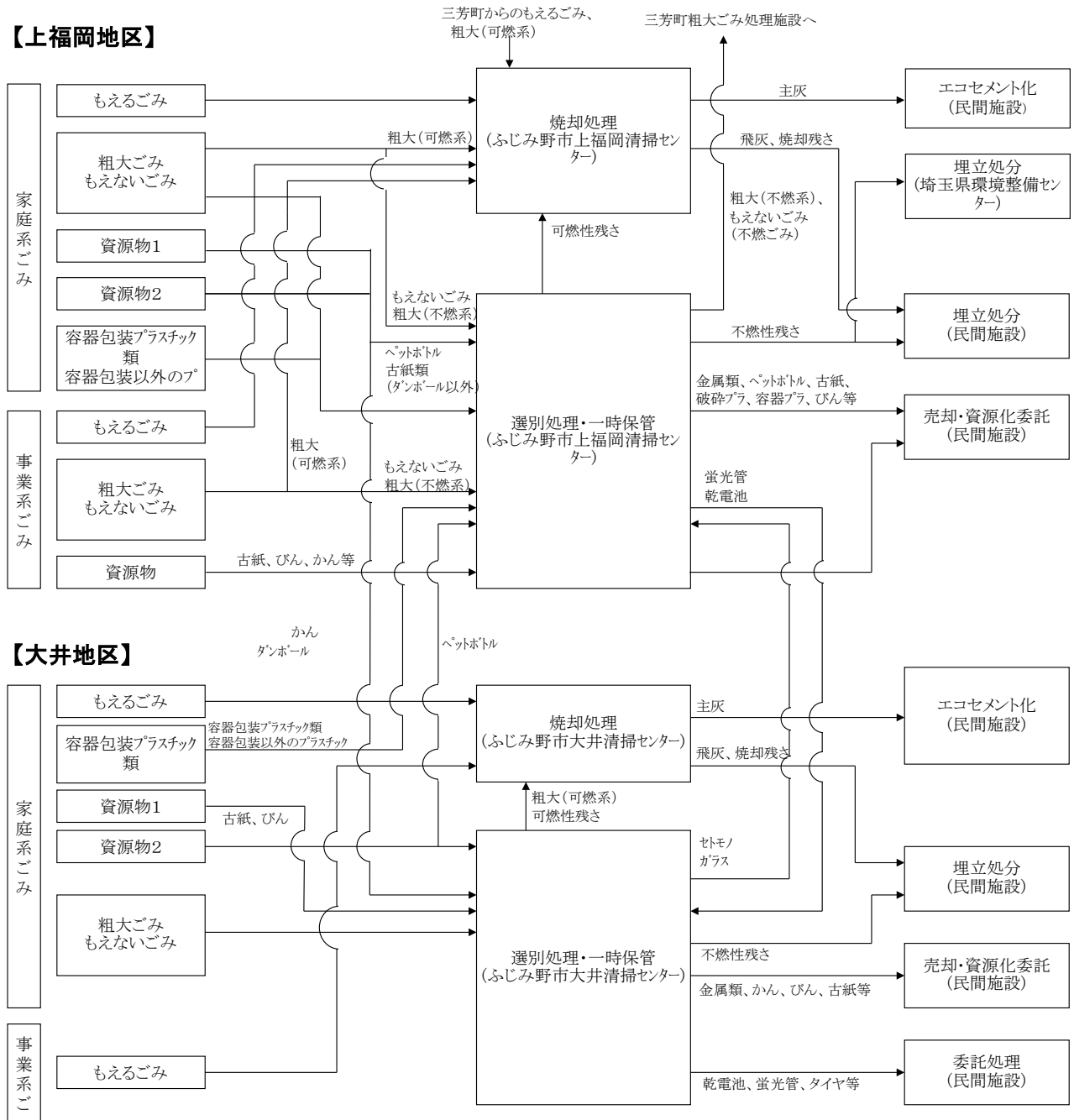
図6-4-1 ごみ処理体制



(※1) 大井地区のもえるごみの一部を上福岡清掃センターへ搬入している。

(2) ごみ処理システム

図6-4-2 ごみ処理システム（平成22年度）



※事業系ごみについては、公共から発生するものも含む。

本市にある2つの清掃センターを効率よく運営していくために、上福岡地区と大井地区から排出される資源物及びごみを品目ごとに分けて処理しています。容器包装プラスチック類や容器包装以外のプラスチック類、ペットボトル等は上福岡清掃センター、かん等は大井清掃センターにて処理しています。

また、上福岡地区は三芳町との間でもえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみ（可燃系及び不燃系）の共同処理を行っています。

6-5 ごみ処理費用

(1) ごみ処理費用

表6-5-1 ごみ処理費用経年変化

【ふじみ野市】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
清掃総務費 (円)	64,741,078	83,105,081	75,960,446	79,462,337	72,706,686
塵芥処理費 (円)	1,501,550,732	1,515,215,805	1,550,535,193	1,567,642,683	1,592,702,723
し尿処理費 (円)	99,696,583	86,967,933	96,112,595	59,647,858	72,496,256
ごみ処理費用【合計】 (円)	1,665,988,393	1,685,288,819	1,722,608,234	1,706,752,878	1,737,905,665
一般会計総額 (円)	28,923,718,311	28,544,606,052	28,672,938,537	30,822,096,630	31,472,729,163
一般会計総額に対する比率 (%)	5.8	5.9	6.0	5.5	5.5
総ごみ排出量(t) (t)	39,312	37,145	35,806	34,480	33,622
人口(人) (人)	104,268	105,098	105,783	106,601	107,205
1t 当たりのごみ処理経費 (円)	42,379	45,371	48,109	49,500	51,690
1人 当たりのごみ処理経費 (円)	15,978	16,035	16,284	16,011	16,211

(2) ごみ処理手数料

表6-5-2 ごみ処理手数料

種類	区分	手数料
一般廃棄物	普通世帯から排出された廃棄物	無料
	事業活動に伴って生じた廃棄物	10kgにつき100円
市で処分する産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物	10kgにつき100円
動物の死体	—	1体につき1,000円

※平成23年3月現在

【出典】ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

6-6 ごみの減量・再資源化の推進

(1) 集団資源回収事業報奨金制度

集団資源回収とは、毎日の生活の中で資源として生かせる身の回りのものを地域の皆さんが自主的に協力し、リサイクルを進めることです。

本市では、市民の日常から排出される一般廃棄物で再利用・再生利用できる有価物を回収する団体に対し、報奨金を交付する制度を創設し、報奨金を交付することにより、廃棄物の資源化を図るとともに、廃棄物量を抑制するため、集団資源回収を推進しています。(旧上福岡市は平成2年度、旧大井町は平成3年度より実施)

報奨金の対象品目は「新聞紙、ダンボール、アルミ缶、生きびん(リターナルびん)」の4品目とし、各団体には、回収した有価物1kg(生きびんは1本)当たり5円を報奨金として団体に助成しています。

また、集団資源回収の登録団体から有価物の買取りをする取扱業者に対し、集団資源回収取扱業者奨励金を交付することにより、集団資源回収事業の円滑な推進を図ることを目的として、登録団体からの買取りの回数1回につき1,000円を助成しています。

平成22年度の団体への報奨金は、自治会(16団体)、子供会(23団体)、PTA(20団体)、その他(16団体)の合計75団体に対し、5,610,090円の交付を行いました。

また、取扱業者への奨励金は、6事業者に対し、630,000円(630回)の交付を行いました。

表6-6-1 集団資源回収実績経年変化

年度	品目	新聞紙	ダンボール	アルミ缶	生きびん	回収量計	報奨金合計 円
		kg	kg	kg	本	kg(※)	
平成18年度		1,306,073	177,795	26,837	5,167	1,515,872	7,579,360
平成19年度		1,279,669	192,290	29,746	5,613	1,507,318	7,536,590
平成20年度		1,070,675	149,682	26,300	4,251	1,250,908	6,254,540
平成21年度		985,102	137,070	25,990	4,018	1,152,180	5,760,900
平成22年度		962,452	128,278	27,773	3,515	1,122,018	5,610,090

※生きびんはビール瓶や一升瓶などのリターナルびんとし、1本を1kgとして、回収量計に合算してある。

(2) 生ごみ処理容器使用促進奨励金制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的とし、生ごみ処理容器の購入設置者に対し、下記あっせん価格に対して2,500円の奨励金の交付を行っています。

平成22年度の奨励金は、7基(17,500円)の交付を行いました。

表6-6-2 生ごみ処理容器使用促進実績

(単位:基)

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	20	12	9	7

表6-6-3 生ごみ処理容器使用促進奨励金制度

規 格	あっせん価格(円)	奨励金(円)	購入者負担額(円)
コンポスター130型 600Φ×高さ660mm	5,300	2,500	2,800
コンポスター190型 720Φ×高さ710mm	5,700		3,200

(3) エコストア協力店認定推奨制度

市内で事業活動を営み、環境保全への取り組みを行っている小売業を営む店舗等をエコストア協力店として認定し、その利用を消費者に推奨し、ごみの減量化、再資源化を推進する制度です。

エコストアに認定されると「認定書」と「認定プレート」が交付され、環境にやさしい事業者としてPRができます。認定の期間は2年間です。

表6-6-4 エコストア協力店認定団体

平成22年度
イオンリテール株式会社イオン大井店 にっこりポピー

(4) 市民向け環境学習会

市では、小学生や町会・自治会などの市民を対象とした清掃センターの見学やリサイクルの流れなどの環境学習会を実施しています。

(5) 木製家具等のリサイクル事業

ごみの減量化、資源化を図るとともにリサイクルへの関心を高めることを目的として、木製家具等のリサイクル事業を平成 21 年 6 月から始めています。

市内のごみ集積場所から集められた家具のうち、また使える物や手を加えれば使える物などはリサイクル工房に搬入され、修理や清掃を行っています。

リサイクル工房は、毎月第 3 土曜日の午前 9 時から正午まで販売会を開催しています。購入できる方は、市内在住、在勤、在学者となっています。

また、販売品の見学会を毎週火曜・木曜日の午前 9 時から午後 4 時まで行っています。

○リサイクル工房

所在地 ふじみ野市福岡 536 番地 1

電話 049-254-8563 (火曜・木曜日 午前 9 時～午後 4 時)

見学会 毎週火曜・木曜日 午前 9 時～午後 4 時

販売会 毎月第 3 土曜日 午前 9 時～正午

○事業実績

販売会 12 回 (毎月第 3 土曜日実施)

売上点数 616 点 (食器類含む)

来場者数 1,373 人 (販売会、見学会、直接持ち込み含む)

販売額 683,960 円 (食器類含む)

焼却量の削減 6.3 トン

6-7 ごみ処理広域化計画と施設整備

ふじみ野市では、埼玉県が平成 20 年 3 月に策定した「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」に基づき、三芳町との共同で、ごみの減量化・資源化に取り組み、焼却対象量及び最終処分量の減量化を図っています。また、循環型社会の形成、推進に向け、平成 28 年度の稼働を目標に新たなごみ処理施設の整備を進めます。

(1) ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会

・任 期 平成 22 年 8 月 23 日から 2 年間

・委員構成 学識経験を有する者 2 名

市民を代表する者 4 名

市議会議員 5 名

埼玉県職員 1 名

市職員 1 名

合 計 13 名

(2) ふじみ野市・三芳町合同会議の開催

- | | |
|-----------------|---|
| 平成 22 年度 第 15 回 | 平成 22 年度事業計画（案）について
事業手法について（報告）
建設候補地について（報告） |
| 第 16 回 | 広域ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査の概要
について
広域ごみ処理施設基本計画設計の概要について |

7 參考資料

7 参考資料

7-1 主な環境関係条例・規則・要綱一覧

条例・規則・要綱名	制定年月日
ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年 3 月 22 日
ふじみ野市環境審議会規則	平成 19 年 7 月 9 日
ふじみ野市環境基本計画等策定市民検討会議設置要綱	平成 23 年 3 月 14 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 22 年 6 月 22 日
ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	平成 22 年 9 月 28 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成 20 年 12 月 19 日
ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則	平成 21 年 3 月 31 日
ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会条例	平成 18 年 3 月 30 日
ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市清掃センター設置及び管理に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討会議設置要綱	平成 18 年 7 月 19 日
ふじみ野市浄化槽法設置細則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市空き地の環境保全に関する条例施行規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成 23 年 3 月 23 日
ふじみ野市環境基本計画等庁内推進会議設置要綱	平成 19 年 10 月 16 日
ふじみ野市地域クリーン推進員設置要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地区衛生住民活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市地域環境美化自主活動支援事業実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書等の様式を定める規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	平成 21 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収事業報奨金交付要綱	平成 18 年 4 月 1 日
ふじみ野市ごみ集積所設置等に関する指導要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市生ごみ処理容器使用促進奨励金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市集団資源回収取扱育成奨励金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度実施要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市家具等リサイクル推進事業補助金交付要綱	平成 21 年 4 月 1 日
ふじみ野市リユース食器貸出事業実施要綱	平成 20 年 4 月 22 日
ふじみ野市土壌汚染対策検討委員会設置要綱	平成 17 年 10 月 20 日
ふじみ野市広域ごみ処理施設等検討委員会設置要綱	平成 18 年 2 月 27 日
ふじみ野市狂犬病予防法施行細則	平成 17 年 10 月 1 日
畜犬に係る登録等事務手数料免除規則	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市市民葬祭取扱要綱	平成 17 年 10 月 1 日
ふじみ野市公衆浴場近代化設備資金補助金交付要綱	平成 17 年 10 月 1 日

○ふじみ野市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第2号

附則

私たちのふじみ野市は、武蔵野台地から荒川低地にまたがる地形を持ち、歴史的景観を残す雑木林、ゆう水や新河岸川などの水辺空間を有する恵まれた自然環境の下で、多くの歴史的、文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により発展を続けてきた。

しかし、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、今や自然の持つ再生能力を超える規模となり、その結果地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは、健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務がある。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者のすべてがそれぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適で良好な環境の確保について、基本理念を定め、市、市民(民間団体を含む。以下同じ。)及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、快適で良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むために、快適で良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 快適で良好な環境 大気、河川、地下水、土壌、多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、人の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、歴史的、文化的遺産とも密接に結びついた景観の形成を図り、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 循環型社会 持続的発展が可能な社会の構築を図るため、資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、資源エネルギーの一層の循環及び効率化並びに廃棄物の発生抑制、減量化、循環的な利用及び適正な処理を図る等、社会経済システムにおける適正な物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、社会経済活動その他人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 快適で良好な環境の確保は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、快適で良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 快適で良好な環境の確保は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、市、市民及び事業者すべての者が公正かつ適切な役割分担の下、協働して積極的に行うものとする。
- (3) 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深く関わることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び快適で良好な環境の確保のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。
- 4 市は、環境保全に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動に伴う環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に積極的に取り組む責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、快適で良好な環境の確保のために、自らの責任において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止しするために必要な措置を講じる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正に調査、予測又は評価を行い、環境の保全に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動を行うに当たって、公害の原因となるおそれがあるものを厳重に管理し、及び環境の状況を常時監視するとともに、公害その他環境保全に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるように努めなければならない。
- 4 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の発生を抑制し、及び資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。
- 5 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 6 事業者は、快適で良好な環境の確保のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、市が実施する快適で良好な環境の確保に関する施策に積極的に参画し、協力するように努めなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、事業者は、快適で良好な環境の確保のために、市の要請する情報の提供に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況並びに快適で良好な環境の確保に関して講じた施策等に関する報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

第2章 快適で良好な環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第8条 市は、快適で良好な環境の確保を図るため、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ふじみ野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適で良好な環境の確保に関する長期目標及び総合的な施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるとともに、第29条第1項に規定するふじみ野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動計画の策定)

第10条 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進し、市、市民及び事業者が快適で良好な環境の確保に資する行動をとるため、環境行動計画を策定するものとする。

第3節 市が講ずる基本的な環境施策等

(環境基本計画等との整合)

第11条 市は、環境にかかわる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画等との整合性を図るとともに、環境の保全に積極的に配慮するものとする。

(基本的事項の推進)

第12条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる施策を市民及び事業者と協働して推進するものとする。

(1) 大気、河川、地下水、土壌その他の自然的構成要素の保全及び回復に関すること。

(2) 野生生物の種の保存、生態系の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、雑木林、水辺地等における自然環境の保全及び回復に関すること。

(3) 快適で良好な環境及び地域特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的、文化的遺産の保全、回復及び創造に関すること。

(4) 循環型社会の形成及び地球環境保全に資すること。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第13条 市は、公害の原因になる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、当該行為を行う者に対し必要な規制措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映)

第14条 市は、快適で良好な環境の保全に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させることができる

ように必要な体制の整備を講ずるものとする。

(調査の実施と報告)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握し、快適で良好な環境の確保に関する施策を適切に推進するために必要な調査を実施し、公表するものとする。

(環境監査の実施)

第16条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境監査の普及等)

第17条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(環境管理等)

第18条 市は、自らが環境管理(快適で良好な環境の保全に関する目標を定めた行動計画を策定し、実行し、見直す等の一連の取組をいう。以下同じ。)を実施するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第19条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策について、総合的に調整し、推進し、及び客観的に評価するために必要な体制の整備を講ずるものとする。

第3章 市、市民及び事業者の参画及び協働

第1節 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

第20条 快適で良好な環境は、すべての市民の共有財産であり、市、市民及び事業者があらゆる力を尽くすことにより確保できるものであるため、それぞれの責務及び役割を自覚するとともに、公正かつ対等な立場で参画及び協働して快適で良好な環境を確保するための活動に共に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、快適で良好な環境を確保するための活動を市民及び事業者と共に推進するための体制の整備に努めなければならない。

第2節 環境教育及び学習の推進等

(環境教育の理念)

第21条 快適で良好な環境の確保に関する教育は、環境と人の活動との関係を認識すること及び快適で良好な環境の確保について理解を深めることにより、環境に関する倫理が確立され、学習意欲の向上が図られ、もって環境に配慮した活動が自ら実践できるように推進されなければならない。

(学習の実施)

第22条 市民及び事業者は、快適で良好な環境の確保のためには環境教育が重要な役割を有することを認識することにより、自ら快適で良好な環境の確保に関する学習を主体的に行い、及び当該事業者の従業員に行わせるように努めなければならない。

(環境教育及び体験的環境学習の推進)

第23条 市は、快適で良好な環境の確保を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 環境教育及び体験的環境学習の推進のための施策
- (2) 環境教育及び体験的環境学習の支援のための施策

- (3) 環境教育及び体験的環境学習に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育及び体験的環境学習の推進のために必要な施策

(情報の提供)

第24条 市は、基本的な環境施策を推進するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、市民及び事業者が行う自発的な環境活動の促進並びに環境教育及び環境学習の振興等に資するため、必要な情報を適切に提供するものとする。

第3節 快適で良好な環境を確保する活動の促進

(自発的活動の促進)

第25条 市は、快適で良好な環境を確保するため、市民及び事業者が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第27条 市は、快適で良好な環境の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第4章 国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力等

(国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市長は、前項の国及び埼玉県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び埼玉県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、ふじみ野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し答申するほか、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(その他)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ふじみ野市環境審議会条例の廃止)

2 ふじみ野市環境審議会条例(平成18年ふじみ野市条例第11号。以下「審議会条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の審議会条例第4条の規定により委嘱された委員は、第29条第4項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における前項の規定による廃止前の審議会条例第5条第1項に規定する委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成20年12月19日

条例第40号

ふじみ野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第115号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 市・市民・事業者の責務(第3条—第5条)
- 第3章 廃棄物の減量(第6条—第11条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理(第12条—第23条)
- 第5章 一般廃棄物等の処理手数料(第24条)
- 第6章 一般廃棄物処理業の許可等(第25条—第31条)
- 第7章 地域の生活環境の保持(第32条)
- 第8章 雑則(第33条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、資源が循環して利用されるまちづくりを目指し、併せて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 資源物 廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

第2章 市・市民・事業者の責務

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、分別収集の推進、廃棄物処理施設での資源の回収等により、廃棄物の適正な処理及び再利用の促進を図るとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等に関して、自ら主催する環境教育及び学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する事業の実施に当たって必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用及び不用品の活用等により再利用を図り、家庭

系廃棄物を分別して排出し、その減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、資源として利用することのできる物の回収を図るとともに、再利用を促進すること等により、事業系廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生抑制、再利用の促進等及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量等)

第6条 市は、家庭系廃棄物の収集等を行う際には、再利用を目的としてごみの分別及び収集を行い、もって一般廃棄物の処理施設等における資源物の回収等を推進することにより、廃棄物の減量及び再利用に努めなければならない。

(市民による廃棄物の減量等)

第7条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより家庭系廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を考慮し、家庭系廃棄物の発生抑制、再利用の促進、適正な処理等及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。
- 3 事業者は、市民の商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第10条 市長は、規則に定める多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者及び占有者(以下「事業者等」という。)に対し、当該事業系一般廃棄物の再利用に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(履行命令等)

第11条 市長は、前条に規定する指示に従わない事業者等に対し、期限を定めて指示の内容を履行するよう命ずることができる。

2 市長は、前項に規定する命令を受けた者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第12条 市が、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に関し同条第5項に規定する公表の方法は、これを告示によって行うものとする。

2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に変更があった場合について準用する。

(家庭系廃棄物の処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

(家庭系廃棄物の処理委託)

第14条 市は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に関する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第4条に定める基準を満たす者のうちから適当と認められるものに委託することができる。

(家庭系廃棄物の分別等)

第15条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び規則に定める排出方法に従い、市民相互に協力し、指定された場所(以下「集積所」という。)へ適正に排出するとともに、その集積所を清潔に保たなければならない。

(資源物の所有権等)

第16条 前条の規定による集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市が委託した者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のない方法により、運搬又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができないときは、法第6条の2第6項に規定する者に委託しなければならない。

(適正な処理が難しい廃棄物)

第18条 市長は、一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理施設の設備及び技術に照らしその適正な処理が困難と認められるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定し、公表することができる。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う業者に対して、その回収等の措置を講じるよう要請することができる。

3 事業者は、適正処理困難物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等に際して、当該適正処理困難物の回収その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が同項に規定する措置を講じようとするときは、これに協力しなければならない。

(排出禁止物)

第19条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
 - (2) 有害性のある物
 - (3) 危険性のある物
 - (4) 爆発性又は引火性のある物
 - (5) 著しく悪臭を発する物
 - (6) 重量又は体積が大きく、処理に著しい支障がある物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市の処理業務を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるおそれのある物
- 2 市民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(家庭系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第20条 市民は、家庭系一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、市長は、当該家庭系一般廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・一部改正)

(事業系一般廃棄物の市の処理施設の受入基準)

第21条 市が処理することができる事業系一般廃棄物は、再利用することができない紙くず、木くず、繊維くず及び厨芥類の4品目とする。ただし、規則で定める規模以下の事業所が排出する事業系一般廃棄物については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、当該事業系一般廃棄物は、規則で定める受入基準に適合しなければならない。
- 3 市長は、当該事業系一般廃棄物が規則で定める受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・全改)

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の受入基準)

第22条 市の処理施設に一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を搬入できる者は、規則で定める規模以下の事業所に限るものとする。

- 2 法第11条第2項の規定により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則に定める受入基準に従わなければならない。
- 3 前項の場合において、市長は、当該産業廃棄物が当該受入基準に適合しないときは、受入れを拒否するものとする。

(平22条例26・追加)

(動物の死体の処理)

第23条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の犬、猫その他の動物の死体を自らの責任において処分しなければならない。ただし、自ら処分することができないときは、速やかに市に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平22条例26・旧第22条繰下)

第5章 一般廃棄物等の処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第24条 市は、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理及び動物の死体の処分に要する手数料として別表第1に定める額を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減額又は免除することができる。

(平22条例26・旧第23条繰下)

第6章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可)

第25条 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集業、一般廃棄物運搬業又は同条第6項に規定する一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。

(平22条例26・旧第24条繰下)

(変更の許可)

第26条 前条第1項により許可を受けた者(一般廃棄物収集業者、一般廃棄物運搬業者又は一般廃棄物処分業者をいう。以下「一般廃棄物処理業者」という。)のうち、法第7条の2第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(平22条例26・旧第25条繰下)

(処理基準)

第27条 一般廃棄物処理業者は、施行令第3条に規定する基準に従い、一般廃棄物の処理を行わなければならない。

(平22条例26・旧第26条繰下)

(遵守義務)

第28条 一般廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 一般廃棄物の処理について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第2条の5で定める事項を記載した帳簿を備えなければならない。

(平22条例26・旧第27条繰下)

(許可の取消し及び停止命令)

第29条 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の3の規定に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理業者が法第7条の4の規定に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(平22条例26・旧第28条繰下)

(許可証の再交付)

第30条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(平22条例26・旧第29条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可手数料)

第31条 第24条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際に別表第2に掲げる手数料を納入しなければならない。

(平22条例26・旧第30条繰下)

第7章 地域の生活環境の保持

(清潔の保持)

第32条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないように、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 前項に規定する者は、その土地又は建物に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川及びその他の公共の場所を廃棄物等で汚してはならない。

(平22条例26・旧第31条繰下)

第8章 雑則

(報告の徴収)

第33条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要な者に対し、廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(平22条例26・旧第32条繰下)

(立入検査)

第34条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(平22条例26・旧第33条繰下)

(規則への委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平22条例26・旧第34条繰下)

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第26号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表(省略)

7-2 用語解説

【ア行】

アスベスト

天然に存在する繊維状の鉱物で、主成分は、ケイ酸マグネシウム塩です。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、日本では、大気汚染防止法により、「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されています。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称で、石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出されます。

大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄、および三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となり、硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になります。

硫黄酸化物による大気汚染問題は、重油脱硫技術、天然ガスなどへの燃料転換などの普及により沈静化しています。

一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成されます。

環境中の主要な発生源は自動車排出ガス。この他、火災や喫煙中のタバコなどによっても発生し、体内に吸収されます。ヘモグロビンとの親和力が酸素の 240 倍も強く、肺に吸入されると血中のヘモグロビンと結合し、血液の酸素輸送能力を減少させ、体内組織細胞の酸素欠乏を招きます。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。

一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状の廃棄物も含まれます。

廃棄物処理法では、地方自治体が収集・処理・処分を行うことになっています。

陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤は、合成洗剤の主成分であり、その一部は微生物によって分解されにくく、河川の自浄作用の低下や泡立ちの原因となります。

オゾン層

地上から 10~50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)が豊富な層のことをいいます。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収します。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象である「オゾンホール」の発生が観測され、紫外線照射量の影響で皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念され、地球温暖化や酸性雨などと並んで代表的な地球環境問題となっています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと呼んでいます。

現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が加速されています。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF₆ が削減対象の温室効果ガスと定められています。

【力行】

化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を化学的に分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標です。

環境基準では、河川にはCOD値は設定されず、湖沼および海域で類型によりあてはめることとなっている。また、水質汚濁防止法に基づき排出水の規制のための基準値が定められています。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽をいいます。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されました。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準です。

国は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められた環境基準の確保に務めなければならないとされています。

健康項目

環境基本法に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準をいいます。公害対策基本法に基づいて、1971年に定められたもので、公共用水域の水質保全行政の目標として達成し維持されることが望ましい水質汚濁に係わる環境基準のひとつで26項目が規定されています。

光化学オキシダント(Ox)

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて発生するオゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどのうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントと呼んでいます。

コンポスト

生ごみなどの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいいます。

最終処分場

廃棄物の最終処分(埋め立て処分)を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース(再使用)される場合を除き、構造基準と維持管理基準が定められた最終処分場に埋め立てられています。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、木くず、がれき類などの20種類をいいます。

また、このうち、特に管理の必要なものを特別管理産業廃棄物と定めています。

酸性雨

酸性雨は、自動車、工場などで石油や石炭が燃やされ、二酸化硫黄、窒素酸化物などの汚染ガスが大気に放出されると、大気中で硫酸や硝酸に変わり、雨に取り込まれて酸性雨となります。

通常の雨水(pH5.6)より強い酸性度を示す雨のことをいいます。ヨーロッパや北米では森林を枯らしたり、湖沼の酸性化により魚類等に影響を与えています。

水素イオン濃度(pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。

生活環境項目

環境基本法に基づいて定められている水質の環境基準のひとつです。

水質の環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の2つがあり、健康項目は全国一律の基準で、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について水域類型ごとに基準値が定められています。水域類型のあてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物質による水質汚濁を示す代表的な指標です。

全窒素(T-N)

全窒素とは、水中に存在するいろいろな形態の窒素化合物の全体を指します。

窒素(N)は、リン(P)と並んで動植物の生育にとって必須の元素のため、生活排水、工場排水、畜産排水等に含まれる窒素が海域や湖沼に流入すると増加して、富栄養化の原因となります。

全リン(T-P)

全リンとは、水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量を指します。

全窒素とともに、水域の富栄養化の原因とされています。

【夕行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシ(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義しています。多くの異性体があり、毒性が異なります。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいいます。

このような地球温暖化が進むと、海面上昇、豪雨や干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。

窒素酸化物(NO_x)

窒素の酸化物の総称です。大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素、二酸化窒素が主です。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質で、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。

毒性等量(TEQ)

ダイオキシンの毒性の強さは異性体によって異なるため、ダイオキシン異性体の量を単純に合計しても、その数値で毒性影響を評価することはできないため、各異性体の量にそれぞれの毒性の強さの係数を乗じた値の総和として表わすのが一般的となっています。

異性体の量当たりの毒性が等価になるように換算された値(TEQ)で毒性影響を評価することが可能になります。

トリクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種であり、クロロホルムに似た臭いがあり水に溶けにくい無色透明の液体です。

ドライクリーニングや、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使用されるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、テトラクロロエチレンなどとともに地下水汚染の原因物質となっています。

毒性は、目の刺激、眠気、頭痛などが起こり、場合によっては、肝・腎障害が認められることがあります。

【ナ行】

二酸化硫黄(SO₂)

無色で刺激臭のある気体です。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼時に発生し、主要大気汚染物質のひとつとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。

二酸化硫黄による汚染された大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。代表的な例としては、「四日市ぜんそく」があげられます。

二酸化窒素(NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質です。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程で発生します。

二酸化窒素そのものが大気汚染物質ですが、光化学オキシダントの原因物質でもあります。

【ハ行】

フィルターバッジ

大気中の二酸化窒素等濃度を測定するための簡易測定器です。

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で、窒素、リン等の流入により次第に高い濃度になる現象をいいます。

その結果、藻類等が異常増殖繁殖することにより水中の酸素消費量が高くなり貧酸素化し水質が悪化することや、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅するなどの影響があります。

浮遊物質(SS)

水中に浮遊している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類への影響などがあります。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な大気汚染物質のひとつです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどのほか、火山、森林火災などがあります。呼吸器系の各部位へ沈着し、人への影響を及ぼすことがあります。

フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(CFC、HCFC、HFC)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(Chlorofluorocarbons; CFCs)と呼んでいます。

これらの物質は、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法などにより対策が進められています。

【ヤ行】

要請限度

自動車騒音や振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。また、道路管理者に対して意見を述べることができます。この一定限度のことを要請限度といいます。

溶存酸素量(DO)

水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つです。

一般にきれいな河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。

一般に魚介類が生存するためには 3mg/L 以上が必要です。

平成 23 年度版

ふじみ野市の環境行政

(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

平成 23 年 11 月発行

ふじみ野市市民生活部環境課

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号

電話 049(262)9021(直通)

FAX 049(263)6111